

第3次えびの市男女共同参画基本計画

事業実施状況報告書

【令和3年度事業】

えびの市

目 次

	ページ
I 男女共同参画事業に係る評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 令和3年度事業評価一覧及び評価結果・・・・・・・・・・・・・・	5

(参考資料)

資料1 審議会等の委員への女性の参画状況・・・・・・・・・・・・	16
資料2 各審議会女性委員参画状況一覧表（令和4年3月31日現在）・・	17

I 男女共同参画事業に係る評価の概要

1. 評価の目的

えびの市では、男女共同参画社会の形成の促進に向けて「男女共同参画社会基本法」及び「えびの市男女共同参画推進条例」(平成22年4月1日施行)に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成31年3月に「第3次えびの市男女共同参画基本計画」(2019年度～2023年度)を策定しました。

この計画は、条例に規定されている6つの基本理念に基づき、3つの基本目標、7つの重点目標、65の施策を掲げ、男女共同参画に関する各種施策を全庁的に取り組んでいます。また、国の「女性活躍推進法」に基づく市町村基本計画も盛り込んだ計画となっています。そのため、各課にわたる計画の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画を実効性あるものとし、さらなる男女共同参画社会の形成の促進を図るため、えびの市男女共同参画推進条例第4条の規定に基づき、「第3次えびの市男女共同参画基本計画」に位置付けられた事業について、評価や課題などを含む実施状況を公表するものです。

2. 計画の体系

【基本理念】

えびの市男女共同参画推進条例第3条第1項から6項に規定されています。

- すべての人の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策・方針の立案及び決定等への共同参画
- 社会のあらゆる分野での教育及び学習機会の確保
- 性の尊重に基づく健康への配慮
- 国際理解及び国際協力

【基本目標】

- 一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる人づくり
- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる環境づくり
- 男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ豊かで活力ある地域づくり

【重点目標】

1. 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進
2. 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】
3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】
4. 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶
5. 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援
6. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備
7. 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

3. 評価方法・評価の流れ

行政内部評価

基本計画に掲げた各施策に連なる各事業について、当該事業担当課による1次評価を行い、その1次評価について総務課による再評価や整理・補正等を行い、下記に記載の2つの面での評価を総合した2次評価を行います。さらに、それらの評価を受けて、行政内部の推進管理組織としての行政推進会議において、全庁的な整理を行った3次評価をもって、最終的な行政内部評価とします。

いずれの評価段階においても、当該事業実施について、「男女共同参画の視点」をどの程度配慮したかという「配慮度」と、予定した事業量や目標等についてどの程度達成できたかという「達成度」の2つの面から評価を行うこととします。

(1) 一次評価(事業担当課)

- 各事業担当課へ「男女共同参画基本計画 事業評価シート」作成依頼。
- 担当課による事業評価シート作成・提出

配慮度の評価方法

	配慮項目(男女共同参画の視点)
1	事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を参考にしたか。
2	事業が「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担意識にとらわれない内容になっているか。
3	男女双方にとって、利用・参加しやすいよう配慮しているか。
4	案内文書・資料・広報紙・ホームページ等のイラストや言葉など男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか。
5	事業の効果が男女それぞれに及ぶように配慮したか。

上の表の配慮項目1～5のうち、当該事業実施において該当する(適用する)各項目の内容に対し、どの程度の配慮をしたかを点数化し、その合計をもって配慮度の評価とします。

※適用項目それぞれ4点満点とし、当該事業について、「配慮できた(4点)」、「どちらかという配慮できた(3点)」、「どちらかという配慮できなかった(2点)」、「配慮できなかった(1点)」の区分で得点を算出します。その得点の満点に対する割合により配慮度評価を付けます。

得点割合	80%以上	50～80%未満	20～50%未満	20%未満	該当しない
配慮度評価	A	B	C	D	—

例えば、5つの評価項目のうち4項目は該当項目であり、当該4項目のうち3項目は配慮できた、1項目は配慮できなかったとした場合、得点は、(4点×3項目)+(1点×1項目)=13点となります。この場合における満点は4点×4項目=16点であり、この事業の評価点は13/16=81.25 となり、配慮度評価としては「A」となります。

達成度評価方法

事業実施年度中の事業量や達成数値等の目標を設定し、当該目標に対し、どの程度達成したかにより達成度の評価とします。

目標に対する達成度をパーセンテージで算出し、その数値により達成度評価を付けます。

数値目標が設定できない場合、達成度をパーセンテージではなく、客観的な理解が得られる程度の一定の説明記述をもって、達成度評価を行うこととします。

【数値目標が設定できる場合】

(例1) 令和3年度の男女共同参画セミナー参加人数を1回あたり50人と設定した場合。

1回開催の場合

① 実績：参加人数33人

② 目標達成度：66%（実績33人÷目標値50人×100%）

(例2) 令和3年度の男女共同参画セミナー参加人数を1回あたり50人と設定した場合。

2回開催の場合

① 実績：参加人数33人（1回目）

② 実績：参加人数25人（2回目）

1回目 66%（実績33人÷目標値50人×100%）

2回目 50%（実績25人÷目標値50人×100%）

66%+50%÷2回=58%（達成度）⇒下の表に当てはめて、達成度評価は「B」とします。

【数値目標が設定できない場合】

目標が数値化できない場合は、数値化できない理由欄に記入し、目標達成度を

A～Dの中から選び○を記載し、自己評価の選定理由を記載します。

達成度	80%以上	50～80%未満	20～50%未満	20%未満
達成度評価	A	B	C	D

(2) 二次評価(総務課)

事業担当課から報告のあった一次評価について、総務課で再評価や調整・補正等を行い、「配慮度評価」と「達成度評価」の2つの面を合わせた「総合評価」を行い、この総合評価により、基本計画に記載する施策・事業等の進捗状況を表すこととします。

① 一次評価の再評価

総務課で各評価シートを集約し、実施内容と評価が適合しているか内容確認を行います。

(過大・過小評価がみられる場合は担当課へ内容確認を行い、必要に応じて「評価」「実施内容」の記述の修正を行う。)

②「配慮度」・「目標達成度」のそれぞれの評価結果をもとに、以下の評価基準に基づき評価した結果が総務課総合評価とします。

※配慮度（ ） + 目標達成度（ ） → 総合評価（ ）

【総合評価基準】

配慮度		目標達成度		総合評価		配慮度		目標達成度		総合評価
A	+	A	→	A		C	+	A	→	B
A	+	B	→	B+		C	+	B	→	C+
A	+	C	→	B		C	+	C	→	C
A	+	D	→	C+		C	+	D	→	D+
B	+	A	→	B+		D	+	A	→	C+
B	+	B	→	B		D	+	B	→	C
B	+	C	→	C+		D	+	C	→	D+
B	+	D	→	C		D	+	D	→	D

【総合評価に基づく進捗状況】

総合評価	進捗状況
A	「十分に進捗している」「適切に対応している」
B(B+)	「どちらかというに進捗している」「ある程度対応できている」
C(C+)	「どちらかというに進捗していない」「あまり対応できていない」
D(D+)	「進捗していない」「適切に対応していない」

※総合評価に「+」がついている事業は、各評価段階の中で、より上位の評価に近い評価であることを示しています。

(3) 三次評価(男女共同参画行政推進会議)

男女共同参画施策・事業の進捗状況の評価を行い、その施策・事業の共同参画の視点の配慮のもとで行われたか、また、どの程度達成したかを重点目標ごとに評価を行います。

①総務課での再評価や補正による「総合評価」について、関係担当課長を含む行政推進会議(会長:副市長 副会長:教育長、女性課長1名)内で適当かどうかを審議し、最終的な内部評価とする。

(4) 外部評価(男女共同参画推進審議会)

内部評価の結果をえびの市男女共同参画推進審議会に諮り、基本計画の進行管理に関する総括的な意見や提言をいただくものです。

(5) 各課へフィードバック・ホームページ公表

行政推進会議から事業担当課へフィードバックし、ホームページにて公表します。

令和3年度事業評価一覧及び評価結果

【重点目標1】 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた、男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習の推進

【施策の方向1】 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る広報・啓発の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	
1	男女共同参画について市民の関心と理解を促進する広報活動の充実	1	男女共同参画推進事業	総務課	市民への周知及び意識啓発の浸透を図るため、広報誌等を活用し情報を提供を行う。 1. 広報えびのへ記事を掲載 (目標:掲載回数 年6回) ※男女共同参画情報誌「とらいあんぐる」を発行	1. 広報えびのへ記事を掲載 (掲載数 年6回) 実施した。 ※男女共同参画情報誌「とらいあんぐる」を発行した。 全戸配布、県、市、関係機関へ配布及び市のホームページに掲載した。	A	A	A	
2	広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習の推進	2	男女共同参画推進事業	総務課	男女共同参画について市民の関心と理解を深めようためにセミナーを開催する。 (目標:開催 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止とした。	D	D	D	
3	人権に関する研修等への「男女の人権の尊重」の視点の浸透	3	人権回和対策事業	総務課	1. 人権を考える市民のつどい講演事業 (年1回)を開催する。 2. 人権セミナー事業 (年3回)実施する。	1. 人権を考える市民のつどい講演事業 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 2. 人権セミナー事業 (年3回) 第1回: 人権、回和問題 第2回: 犯罪被害者等に関する人権問題 第3回: 性的少数者に関する人権問題 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回とも中止	A	D	C+	
4	性の多様性についての理解促進	4	人権回和対策事業	総務課	性的少数者に関する差別や偏見の解消に向けての関係機関等との連携を図り、講座、学習機会等の情報提供を行う。 情報提供 (目標: 年1回)	性的少数者に関する人権問題についての学習機会等の情報提供を行った。	A	A	A	
		5	男女共同参画推進事業	総務課	性的少数者に対する理解を深めるための学習機会として研修会の実施や情報提供を行う。 1. 人権セミナー開催予定: 1回 2. 職員研修 午前・午後 (目標:研修会実施回数 年1回) 3. パネル展示: フライド月間・男女共同参画週間 4. 庁内掲示板を活用した情報提供	1. 人権セミナー ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ◎2月10日(木) 内容: 性的少数者に関する人権 2. 職員研修の実施 ◎8月6日(金) 内容: 性の多様性 (参加者: 午前29名 午後38名 合計67名 (男性41名・女性26名)) 3. パネル展示: フライド月間・男女共同参画週間に実施した。 4. 庁内掲示板を活用した情報提供を実施した。	A	A	A	

【施策の方向2】 学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	
5	児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権・男女平等に関する教育・学習の推進	6	メディア・リテラシー講座の実施	総務課	メディアから情報をうのみするのではなく、人権や男女共同参画の視点から、情報を正しく読み解く力をつけることを目的に、メディア・リテラシー講座を開催する。 (目標:開催予定: 市内中学校1年生 (4校))	メディア・リテラシー講座 飯野中学校 2月 8日 (火) 1・2年生合同 (200名開催) 真幸中学校 7月 9日 (金) 1・2年生合同 (訪問開催) 上江中学校 2月 3日 (木) (中止) 来年調整 加藤中学校 1月 28日 (金) 1・2年生合同 (200名)	A	B	B+	
		7	校内研修における指導・学習の実施	学校教育課	各学校において人権教育推進に関する校内研修を実施する。教職員が男女共同参画の視点を持った指導を行うことで、人権・男女平等に関する児童生徒の学習の充実を図る。(目標:研修実施校数 9校)	各学校において学習指導等支援教員や人権担当職員を中心に、人権に関する校内研修を9校実施した。また、各種の研修会等に参加しそれを生かしながら、進捗科や人権学習の際に、人権・男女共同参画の視点を持って授業を行うよう教職員へ広めた。校内研修は、今後も継続して行う必要がある。	A	A	A	
6	「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実	8	キャリア教育推進事業	学校教育課	性別による固定的な役割分担意識を職業選択につなげることなく、個人の能力が発揮できるように進路指導の充実を図る。また、児童生徒の多様な選択を可能にするように様々な職種の職場体験学習を行う。 (目標: 中学校数 4校)	各学校における進路指導において、性別による固定的な役割分担等を職業観につなげないよう配慮しながら、発達段階に応じた自らの意思を促すよう指導した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際の現場での職場体験を行うことができなかったが、全学校において代替行事し、校内で職業人の話を聞く場を設けたり、職業を調べる学習を行うなどして実施した。	A	A	A	
		9	教職員等学校関係者の男女共同参画意識の醸成を図る学習機会の提供	総務課	男女共同参画セミナーを実施し、教育関係者へ情報提供を行う。 (目標: 情報提供 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。	D	D	D	
7	教職員等学校関係者の男女共同参画意識の醸成を図る学習機会の提供	10	人権教育推進事業	学校教育課	学習指導等支援教員等を中心に男女共同参画意識の活発化を図る教職員研修を実施する。また、教職員に男女共同参画に関する情報提供を行う。 (目標: 人権教育推進協議会開催数 3回)	学習指導等支援教員や人権教育担当職員を中心に、人権に関する校内研修を実施した。また、人権教育推進協議会において、各校の取組等の情報共有や人権に関する授業の参観を行った。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回の協議会開催を予定していたが、2回の開催となった。	A	B	B+	

【施策の方向3】 家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	
8	市民の男女共同参画意識の醸成を図る生涯学習・社会教育、家庭教育における男女共同参画の視点の浸透	11	男女共同参画推進事業	総務課	男女共同参画セミナーを実施し、全小中学校保護者・社会教育関係団体・生涯学習講座等の参加者へ情報提供を行う。(目標: 情報提供 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。	D	D	D	
		12	社会教育事業	社会教育課	・各種講座を開催して生涯学習の場を提供する。 ・家庭教育学級の開設補助及び家庭教育講演会等を開催し家庭教育力を高める。 ・市民大学では多岐にわたる分野についての学習の場を提供し社会参画や生きがいづくりにつなげる。 ・その他の社会教育団体の活動充実を図る取り組みを行う。	・生涯学習講座 9講座 37回 延参加者322名 ・家庭教育学級 12学級開設 学級生620名 延出席者数507名 (男92名 女115名) ・市民大学 8講座 在籍者35人 (男7名 女28名) 全てに共通して女性の参加者が多い。男性は講座や講演会学習会への参加→消極的な傾向がある。	B	A	B+	
9	地域で身近に男女共同参画を進める啓発の推進	13	男女共同参画推進事業	総務課	男女共同参画セミナーを実施し、学習機会の提供を行う。また、市民団体・自治会・まちづくり協議会等へ情報提供を行う。 (目標: 情報提供 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。	D	D	D	
		14	地域づくり推進事業	市民協働課	①まちづくり講演会 (目標: 参加者数 200人/年) ②地域活性化活動奨励事業 (目標: 事業数 70事業/年)	①まちづくり講演会を実施 (1回) 期日: 8月7日(土) 対象者: 市民 (参加者139名 (男性107名・女性32名)) 内容: 「親子のつらい」に地域で寄り添う 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限することになった。 ②地域活性化活動奨励事業 38自治会 61事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止する自治会があった。	A	B	B+	
		15	地域運営協議会支援事業	市民協働課	市内4地区のまちづくり協議会において行う事業 地域づくり研修会 (目標: 参加者数 400人/年)	新型コロナウイルス感染症拡大のため、各地区のまちづくり協議会での研修会は実施できなかったが8/6に実施した「まちづくり講演会」の情報提供を行い、参加を促すことができた。	A	C	B	

【施策の方向4】 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の醸成を図る取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	
10	市役所における男女共同参画意識の醸成を図る職員研修の充実・固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し	16	職員研修の充実	総務課	男女共同参画意識の浸透を図るために職員研修を開催する。 (目標: 開催回数2回)	職員研修を実施 8月6日(金) 内容: 性の多様性 (参加者: 午前1回: 29名 午後1回: 38名 合計67名 (男性41名・女性26名)) 2月22日(火) 内容: DVの現状と対応について ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	A	A	A	

11	「相談」における男女共同参画の視点の浸透を図る各種相談・学習機会の提供	17	男女共同参画推進事業	相談業務を担う関係課・関係者への研修実施・情報提供	総務課	1. 職員研修を実施し、男女共同参画意識の浸透を図る。 2. 女性相談所では毎月1回事例検討会を実施し、相談員のスキルアップに努める。 3. 県等の講座等の情報を提供する。	1. 職員研修を実施し、男女共同参画意識の浸透を図った。 2. 女性相談所では毎月1回事例検討会を実施し、相談員のスキルアップに努めた。 3. 県等の講座等の情報を提供し、参加の働きかけを行った。	A	A	A
		18	民生委員活動事業	学習会の実施	福祉課	地域の身近な相談相手となり、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている民生委員・児童委員の資質の向上を目的に学習会を開催する。2回 (目標参加人数:各61人)	学習会を実施(1回) 期日:7月12日(月)、13日(火) 対象者:民生委員・児童委員(参加者54人(男性30名・女性24名)) 内容:委員活動を取り巻く情勢、民生協働活動を取り巻く情勢引継ぎ、人権意識高揚のため、感染症対策を講じながらの学習会の実施や、市・県主催の人権を考えるつどい、LGBT研修会等の人権研修会への参加の機会を提供していく。	A	A	A
		19	家庭児童相談事業	相談従事者への情報提供	こども課	市が主催となる男女共同参画セミナーへ参加し、意識向上を図る。 (目標:セミナー参加回数 1回)	家庭相談員2名が男女共同参画セミナーに参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催がなかった。	A	D	C+
		20	障害者相談事業	相談従事者への情報提供	福祉課	身体に障がいのある者の福祉の増進を図るため、身体に障がいのある者の相談に応じ、及び身体に障がいのある者の更生のために必要な援助へつなぐもの。	障がいのある当事者等として各種相談の窓口となっており、身近な相談体制の充実に向けた。 (R3相談員14人134件) 障害者相談事業の周知を図り、相談しやすい体制を継続しながら、相談員が人権意識の向上を図るために情報や研修等の機会を提供を行う。	A	A	A
		21	権利擁護事業	相談従事者への情報提供	介護保険課	権利擁護の相談従事者は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター(市内4事業所)が担っている。 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に対して、適切な介護サービス利用や金銭管理などの権利擁護のために成年後見制度や日常生活支援事業などにつなげる支援を行っている。また、高齢者虐待の対応については、高齢者のみでなく養護者への支援を含めた対応を行っている。 (目標:権利擁護に関する相談件数 35回)	高齢者が権利擁護支援を必要とする場合であっても、家庭内でのことを知られたくないなどの理由から、問題が表面化しにくい状況にある。今後も高齢者虐待など問題が深刻化する前に早い段階で把握し、対応することが必要となるため、地域の見守りや関係機関と連携して事業を実施していく。 また、令和3年9月に中核機関にしろ地区権利擁護推進センター「つなご」が開設され、成年後見制度を含めた2次相談業務を担っているため、中核機関と連携及び情報共有を行いながら、成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるように支援を行う。 在宅介護支援センターとの連携については、毎月1回を目途に連絡会議を開催し、情報提供や意見交換を行っている。(相談件数 31件)	A	A	A
		22	妊産婦・乳幼児健康診査事業	相談従事者への情報提供	こども課	市が主催となる男女共同参画セミナーへ参加し、意識向上を図る。 (目標:セミナー参加回数 1回)	男女共同参画セミナーに参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催がなかった。	A	D	C+
12	子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園・保育所への情報提供・研修の実施等学習機会の提供	23	育児等健康支援事業	相談従事者への情報提供	こども課	市が主催となる男女共同参画セミナーへ参加し、意識向上を図る。 (目標:セミナー参加回数 1回)	男女共同参画セミナーに参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催がなかった。	A	D	C+
		24	教職員研修事業	相談従事者への情報提供	学校教育課	各学校においては、全教職員が児童生徒・保護者等の相談を担う相談従事者となり得る。相談従事者として男女共同参画の視点を持つよう情報提供を行う。(目標:講座等への参加回数 9校)	相談を受け、必要な場合には関係課・関係機関と連携を図り、情報共有に努めた。また、関係機関の講座等の参加を市内小中学校へ働きかけ、教職員の学習機会の提供を行ったが、日程等が合わず参加できなかった学校もあった。情報の周知に時期等の検討が必要である。(参加回数 2校)	A	C	B
		25	男女共同参画推進事業	男女共同参画研修会・出前講座の実施	総務課	男女共同参画セミナーを実施し、学習機会の提供をする。また、幼稚園・認定こども園等へ情報提供を行う。 (目標:情報提供 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。	D	D	D
26	乳幼児教育・保育事業	幼稚園・保育園合同研修の実施	こども課	幼稚園・保育園合同研修会を開催し、男女共同参画についても正しい理解を深めてもらう。 開催予定:1回 (目標:参加人数:100人)	令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により研修会の開催ができなかった。	A	D	C+		

【重点目標2】 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備 【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画1】

【施策の方向1】 男女ともに「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	
13	経営者層の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報提供・学習機会の提供	27	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 男女共同参画セミナーの開催について、商工会、商工会青年部・女性部へ情報提供を行う。 (目標:情報提供回数 年2回) 2. 県等が実施する働き方改革や働く女性のキャリアアップ講座の情報提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等が実施する働き方改革や働く女性のキャリアアップ講座の情報提供を実施した。	D	D	D
		28	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標:啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間:令和3年6月7日から7月1日 依頼実績:32社(回答:26社) 企業ガイドブック 依頼実績:45社	A	A	A
14	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法令、諸制度の普及・啓発	29	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 男女共同参画セミナーの開催について、商工会、商工会青年部・女性部へ情報提供を行う。 (目標:情報提供回数 年2回) 2. 県等が実施する働き方改革や働く女性のキャリアアップ講座の情報提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等が実施する働き方改革や働く女性のキャリアアップ講座の情報提供を実施した。	D	D	D
		30	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標:啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間:令和3年6月7日から7月1日 依頼実績:32社(回答:26社) 企業ガイドブック 依頼実績:45社	A	A	A
		31	中小企業職場環境改善支援事業	研修会受講・開催への助成	観光商工課	研修会受講・開催への助成 中小企業職場環境改善支援事業中小企業大学校受講補助事業及びにより、職場環境の改善につながる備品購入、研修会補助及び通勤に係る高速道路使用料の補助を行う。(目標:補助事業者数 10件)	内訳は、事務環境整備(証明器具、エアコン購入)3件、キャッシュレス決済機器等購入1件、高速道路使用料1件 中小企業職場改善支援事業補助件数:5件 中小企業大学校受講補助事業補助件数:5件 働きやすい職場環境の整備は、様々な面で女性にも働きやすい職場づくりに繋がるものと考えている。	A	A	A
15	「個人の能力発揮」を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向けた取組への支援	32	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 県男女共同参画セミナー及びみやび女性活躍推進会議の研修会に参加し、スキルアップ及び情報収集を行う。 2. 相談窓口である女性相談所のポスター及びカードを公共施設・道の駅・店舗などに、各課が行う啓発活動時に連携を図り情報提供を行う。	1. 提示板へ研修会開催の案内を掲載し、関係課に情報提供を行った。 2. 各課と連携を図り、情報提供を行った。	A	A	A
		33	女性相談事業	被害者への情報提供	総務課	何らかの形で悩んでいる人への窓口案内など広報や相談カードの設置により情報提供に努め、女性相談所の利用促進を図る。	広報紙により窓口案内や相談カードの設置により情報提供に努め、女性相談所の利用促進に向けた。	A	A	A
		34	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標:啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間:令和3年6月7日から7月1日 依頼実績:32社(回答:26社) 企業ガイドブック 依頼実績:45社	A	A	A

16	女性の能力開発に向けた取組への支援	35	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 県男女共同参画センター及びみやぎ女性の活躍推進会議の研修会に参加し、スキルアップ及び情報収集を行う。 2. 県等が実施する働き方改革や働く女性のキャリアアップ講座等の情報提供を行う。	1. 掲示板～研修会開催の案内をし、情報提供を行った。 2. 各課と連携を図り、情報提供を行った。	A	A	A
		36	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標: 啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 因果等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間: 令和3年6月7日から7月1日 依頼実績: 32社(回答: 26社) 企業ガイドブック 依頼実績: 45社	A	A	A
		37	起業家支援事業	学習機会の提供・情報提供	観光商工課	学習機会の提供・情報提供 (目標: 起業セミナー実施回数 5回)	起業希望者等を対象とした起業セミナーを開催した。 起業セミナー実績 実施回数: 3回 延べ参加人数: 18人 (男性12人・女性6人)	A	B	B+
17	長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発	38	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 長時間労働の改善、育児休業、介護休業、年次有給休暇取得に関わる主体的な取組が促進されるよう情報提供等を行う。 2. 広報紙の「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し、啓発した。(令和3年12月号)	1. 男女共同参画週間等さまざまな機会に資料を配布し情報提供を行った。 2. 広報紙の「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し、啓発した。(令和3年12月号)	A	A	A
		39	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標: 啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 因果等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間: 令和3年6月7日から7月1日 依頼実績: 32社(回答: 26社) 企業ガイドブック 依頼実績: 45社	A	A	A
		40	中小企業職場環境改善支援事業	研修会受講・開催への助成	観光商工課	研修会受講・開催への助成 (目標: 補助事業者数 10件)	中小企業職場環境改善支援事業中小企業大学校受講補助事業及びにより、職場環境の改善につながる備品購入、研修会補助及び通勤に係る高速道路使用料の補助を行った。 中小企業職場改善支援事業 補助件数: 5件 中小企業大学校受講補助事業 補助件数: 5件	A	A	A

【施策の方向2】 行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組への推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	評価
18	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する社会的気運の醸成を図る広報・啓発	41	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の理念を踏まえる男女共同参画に関する広報・啓発活動を行う。 (目標: 広報紙掲載 年1回)	広報紙の「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し、啓発した。(令和3年12月号)	A	A	A
		42	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標: 啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 因果等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間: 令和3年6月7日から7月1日 依頼実績: 32社(回答: 26社) 企業ガイドブック 依頼実績: 45社	A	A	A
		43	中小企業職場環境改善支援事業	研修会受講・開催への助成	観光商工課	研修会受講・開催への助成 (目標: 補助事業者数 10件)	中小企業職場環境改善支援事業中小企業大学校受講補助事業及びにより、職場環境の改善につながる備品購入、研修会補助及び通勤に係る高速道路使用料の補助を行った。 中小企業職場改善支援事業 補助件数: 5件 中小企業大学校受講補助事業 補助件数: 5件	A	A	A
19	農業・商工自営業における個別的・個別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況改善に向けた取組への支援	44	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 男女共同参画セミナーの開催について、農業・商工会関係者へ情報提供を行う。 (目標: 情報提供回数 年2回) 2. 県等の男女共同参画に関する情報を関係課へ提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等の男女共同参画に関する情報を関係課へ提供した。	D	D	D
		45	商工会補助事業	学習機会の提供・情報提供	観光商工課	学習機会の提供・情報提供 (目標: 講習会・研修会実施数 6回)	市内商工業者等を対象とした商工会主催の講習会等を開催した。 講習会実績 ①改善・申告個別指導 ②カーパーネース整備製紙用器具の特別講習 ③竹灯籠工作セミナー 実施件数: 3件 延べ参加人数: 255人 (男性25人・女性10人 ※把握できなかった分のみ)	A	B	B+
		46	担い手対策推進事業	学習機会の提供・情報提供	畜産課	「えびの市農村女性のつどい」の会員による男女共同参画の理解を深めるため、各種セミナー等学習機会の提供を行う。	コロナ禍の影響により、「農村女性のつどい」による学習機会等の活動、働きかけが出来なかったが、会議開催時における会員同士の話し合いの中で、経営内における男女の役割等について自由な意見交換ができた。	A	B	B+
20	多様なニーズに対応した保育・介護サービスの充実、利用促進を図る事業所への積極的な情報提供	47	家族経営協定推進事業	締結の推進	農業委員会事務局	家族経営協定は、家族構成員の役割や処遇を明確化し、家族共通の経営目標 (またはその実現へのプロセス) に向けて活動していくための手段であり、家族全体や個々人の夢を実現していくための取組である。この「家族経営協定」を推進し、ワークライフバランスの確立、女性の地域社会への一層の参画を図るため、協定締結のサポート及び市内農業者への啓発を実施するもの。	【実績】 令和3年度新規 0 内容見直しによる再締結 1 令和4年3月末家族経営協定締結家族数 36 ※農業者年金の相談があった時は必ず案内、説明を行った。 ※農業者年金加入推進の戸別訪問の際には積極的な制度説明、周知を行った。 【課題】 農業者年金 (政策支援分) 加入時以外に協定締結の現実的なメリットが少ないため、対象農家のリストアップに限界がある。	A	B	B+
		48	延長保育事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	仕事の事情などでやむを得ず規定の保育時間を超えてしまい、時間を延長して子供を預かってほしいという保護者のために保育園、認定こども園で延長保育事業を実施した。 (目標供給量確保人数(人日): 166人)	仕事と生活の調和を図る上で必要な子育て行政サービスを個々の雇用者・従業員が入手する機会が確保されるよう積極的な情報提供に今後とも努める必要がある。 実施園数: 10園 利用者延べ人数: 3,005人 (短時間361人 標準時間2,644人)	A	A	A
		49	一時預かり事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	保護者の疲労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行う。 (目標供給量確保人数(人日/年): 一般型 1,991人 幼稚園型9,880人)	保護者の疲労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行った。 実施園数: 認定 8園、幼稚園型 5園 利用者延べ人数: 一般型 713人、幼稚園型 10,468人	A	A	A
		50	病後児保育事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	病気の回復期に児童 (生後2か月～6年生) で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援し子育てしやすい環境をつくる。 (目標供給量確保人数(人日/年): 960人)	病気の回復期に児童 (生後2か月～6年生) で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援した。 実績: 延べ利用者数 15人	A	A	A
		51	ファミリーサポートセンター委託事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	急な冠婚葬祭や仕事等で子どもを見ることのできない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互に有償ボランティアで子どもの預かり環境活動を行う。 (目標: 延べ活動回数: 515回)	急な冠婚葬祭や仕事等で子どもを見ることのできない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互に有償ボランティアで子どもの預かり環境活動を行った。 実績: お助け会員16人 お預け会員132人 延べ活動回数323回	A	B	B+
52	地域支援事業	地域包括ケアシステムの構築	介護保険課	地域包括ケアシステムの構築については、各種会議等を開催し地域資源の課題や介護サービスの事例検討を行っている。 主な会議としては、個別事例の検討や地域資源の課題解決を目的に地域ケア会議を開催している。その他、オンラインカフェ (認知症カフェ「よかとこ」)、和の会 (介護者の会) などでも実施している。 (目標: 会議開催回数 24回予定)	【地域ケア会議】 令和3年度開催回数: 13回開催/24回予定 地域ケア会議の出席者は、助言者(歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師、作業療法士、理学療法士)、ケアマネジャー、介護事業所担当者であり、いずれも医療介護従事者のため、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できない時期があった。幼保連携型 そのため、令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により参集できない場合は、オンラインでの地域ケア会議開催を実施している。	A	B	B+		

21	男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実	53	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理念踏まえる男女共同参画に関する学習会の提供、情報提供を行う。 （目標：広報紙掲載 年1回）	広報えびのに「ワーク・ライフ・バランス」の記事を掲載し、啓発を行った。 （令和3年12月号）	A	A	A
		54	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 （目標：啓発・情報提供した延べ事業者数 70社）	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間：令和3年6月7日から7月1日 依頼実績：32社（回答：26社） 企業ガイドブック 依頼実績：45社	A	A	A
		55	延長保育事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	仕事の事情などでやむを得ず規定の保育時間を超えてしまい、時間を延長して子どもを預かってほしいという保護者のために保育園、認定こども園で延長保育事業を実施した。 （目標：供給量確保人数（人日）：166人）	仕事と生活の調和を図る上で必要な子育て行政サービスを個々の雇用者・従業員が入手する機会が確保されるよう積極的な情報提供に今後も務める必要がある。 実施回数：10園 利用者延べ人数：3,005人（短時間361人 標準時間2,644人）	A	A	A
		56	一時預かり事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	保護者の疲労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行う。 （目標：供給量確保人数（人日/年）：一般型 1,991人、幼稚園型 9,880人）	保護者の疲労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行った。 実施回数：一般型 8園、幼稚園型 5園 利用者延べ人数：一般型 713人、幼稚園型 10,468人	A	A	A
		57	病後児保育事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	病気の回復期に児童（生後2か月～6年生）で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援し子育てしやすい環境をつくる。 （目標：供給量確保人数（人日/年）：960人）	病気の回復期に児童（生後2か月～6年生）で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援を行った。 実績：延べ利用者数 15人	A	A	A
		58	ファミリーサポートセンター委託事業	勤労者の利用促進を図る関係課との連携による情報提供	こども課	急な冠婚葬祭や仕事などで子どもを見ることのできない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互に有償ボランティアで子どもの預かり支援活動を行う。 （目標：延べ活動回数：515回）	急な冠婚葬祭や仕事などで子どもを見ることのできない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互に有償ボランティアで子どもの預かり支援活動を行った。 実績：おかけ会員16人 おねい会員132人 延べ活動回数323回	A	B	B+
59	妊婦・乳幼児健康診査事業	出前講座の実施・情報提供	こども課	乳幼児とその保護者が、健やかな親子関係を築き、育児不安の軽減を図る。	・3か月健康診査77人（対象者80人・父親参加人数3人）、1歳半健康診査85人（対象者85人・父親参加人数3人）、3歳児健康診査82人（対象者89人・父親参加人数2人） 健康診査の実施日が平日であるため、父親の参加が少ない現状である。	A	A	A		
60	健康増進事業	出前講座の実施・情報提供	健康保険課	仕事と健康づくりの両立の視点も踏まえ、栄養・運動・休養の必要性に関する健康教育（出前講座）を実施する。（目標：講座実施回数 20回）	実施回数 4回（はつらつサポーター養成講座2回、はつらつサポーター連絡会2回） 参加者数 169名 新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の開催が難しい状況にあり、例年実施している70歳超受給者証交付時の健康相談等が令和2年度同様、実施できなかった。より広く啓発を行うための工夫が課題である。	A	C	B		
22	多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援	61	起業家支援事業	学習機会の提供・情報提供	観光商工課	学習機会の提供・情報提供（目標：起業セミナー実施回数 5回）	起業希望者等を対象とした起業セミナーを開催した。 起業セミナー実績 実施回数：3回 延べ参加人数：18人（男性12人・女性6人）	A	B	B+
		62	地方版ハローワーク事業	相談対応の充実・情報提供	観光商工課	求職及び求人支援（目標：相談件数 2000件）	求人求職の相談業務を実施し、マッチングによる雇用の確保を図った。 ふるさとハローワーク実績 総相談件数：2464件 うち求人相談：1065件 求職相談：283件	A	A	A
		63	保育士人材確保推進事業	情報提供	こども課	保育士の人材確保のため、市内の保育所及び認定こども園に就職した人へ、保育士資格が取得できる指定保育士養成施設に入学するにあたり借り入れた奨学金の返還に対し、補助金を支給する。 （目標：利用者数 14人）	保育士の人材確保のため、市内の保育所及び認定こども園に就職した人へ、保育士資格が取得できる指定保育士養成施設に入学するにあたり借り入れた奨学金の返還に対し、補助金を支給した。 実績：6人 646,752円	A	C	B
		64	自立生活相談事業	相談対応の充実・情報提供	福祉課	・生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、男女共同参画の視点を持ちながらアセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供に繋げるもの。 ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行う。	関係する支援機関と情報交換や情報共有が図られ、自立支援に繋がった相談者もいた。	A	B	B+
		65	新規就農総合支援事業	相談対応の充実・情報提供	畜産農政課	新規就農の情報提供や相談時における、家庭内の固定的性別役割分担意識を排除する配慮を行う。	新規就農者に対する相談・事業説明等において、家族（夫婦）間の役割について配慮した。 ・夫婦による就農相談件数：3件	A	A	A
		66	担い手対策推進事業	相談対応の充実・情報提供	畜産農政課	家族経営協定を結ばれた農業経営体が認定農業者の新規申請や再申請の際に、家族間の役割分担等の指導・情報提供を行う。	認定農業者の新規申請、再申請の際に、家族間の役割分担の確認と情報提供を行った。 ・23年度 家族経営協定の新規認定申請件数：0件、再認定件数：6件	A	A	A
23	市役所における、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取組の推進	67	6次産業化推進事業	相談対応の充実・情報提供	畜産農政課	6次産業化に向けた農業者の構想・計画の着実な実現に向け、定期的な相談会等を開催する。定期的な相談会は、県の主催となる。 （目標：相談予定件数：5件）	県主催の相談件数：1件 市への6次産業化相談件数：3件（市単独の6次産業化に向けた補助金利用） 農業者の構想・計画の着実な実現に向け、定期的な相談会が開催できた。	A	A	A
		68	男女共同参画推進事業	職員研修の実施	総務課	職員一人ひとりが、仕事と生活との両立を図ることができる働きやすい職場をめざし、男性職員の育児休業の取得推進、労働時間の軽減のための職場環境の改善を行う。 （目標：職員研修 年1回）	職員研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	A	D	C+
		69	特定事業主行動事業	行動計画に基づく取組の推進	総務課	特定事業主行動計画に基づき、育児・介護のための両立支援制度などの各種制度について職員に周知するとともに、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得を促し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るもの。（目標：年次有給休暇平均取得日数 12日）	職員の仕事と育児の両立を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、本市においても育児短時間勤務制度の導入や育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し、非常勤職員に対する育児休業及び部分休業制度の導入、育児休業等に係る子の範囲の拡大等を行った。また各種制度についてグループウェア等を通じて周知するとともに、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得を呼びかけた。なお、年次有給休暇の取得日数が年5日に満たない職員も依然として多いため、所属全体で年次有給休暇の取得促進に向けた取組みをさらに進める必要がある。 （実績：10.5日）	A	A	A

【重点目標3】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大【えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画2】

【施策の方向1】 雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議
							①配慮度(%)	②達成度(%)	
24	中小事業所における管理職への女性の登用促進の取組への支援	70	男女共同参画推進事業	情報提供	総務課	県・関係機関が実施する女性活躍に関する研修等の参加への情報提供を行う。 県の研修会等の情報を関係課に情報提供した。また、人権啓発物コーナーに展示し、情報提供を行った。	A	A	A
		71	中小企業対策事業	企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 （目標：啓発・情報提供した延べ事業者数 70社）	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間：令和3年6月7日から7月1日 依頼実績：32社（回答：26社） 企業ガイドブック 依頼実績：45社	A	A

【施策の方向2】 行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
25	審議会等委員への女性の参画推進	72	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	現状把握のため、毎年、女性の参画率の実態調査を行う。(年1回実施)	現状把握のため、毎年、女性の参画率の実態調査を行っている。 女性の参画率 2年度 25.6% 3年度 26.2% 0.6ポイント増	A	A	A
		73	審議会公募委員候補者登録事業	人材リストの充実と情報提供	総務課	審議会等委員の女性の参画を増やすことも重視しながら、市が設置している各種審議会等について、広報紙や市ホームページ等を通じて委員の公募を実施し、各所属においては各種審議会等の委員の選定において公募委員の中からできるだけ多くの委員を選定するよう努める。 (目標: 女性参画率R6までに30%)	公募委員参画率の審議会に関する情報提供を各課に依頼するとともに、制度利用の推進を各課に増加し、各課から情報をまとめ、ホームページ・広報紙掲載及び両出張所にポスター、申込書を設置した。 (実績: R3=26.2%)	B	A	B+
26	市における管理職への女性の参画推進	74	職員人事管理事業	特定事業主行動計画に基づく取組	総務課	男女の区別なく活躍できる組織づくりの観点から、女性の役職登用を推進するもの。(目標: 係長以上の職員が占める女性の割合 20%)	各役職段階にある職員に占める女性の割合(令和3年4月1日現在) 課長級: 31人のうち女性 3人 (9.7%) 係長級: 35人のうち女性5人 (14.3%) 係長級: 42人のうち女性16人 (38.1%) 計: 108人のうち女性24人 (22.2%)	A	A	A

【施策の方向3】 農業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
27	経営への女性の参画の促進を図る取組への支援	75	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	農業・商工業の経営への女性の参画拡大に向けた男女共同参画・女性活躍推進法に関する研修・学習等の情報提供を行う。	掲示板～研修会開催の案内を掲載し、関係課に情報提供を行った。	A	A	A
		76	商工会補助事業	学習機会の提供・情報提供	観光商工課	学習機会の提供・情報提供(目標: 講習会・研修会実施数 6回)	市内商工業者等を対象とした商工会主催の講習会等を開催した。 講習会実績 ①決算・申告個別指導 ②フルハーネス型墜落製紙用器具の特別講習 ③竹灯籠工作セミナー 実施件数: 3件 延べ参加人数: 255人(男性25人・女性10人 ※把握できた分のみ)	A	B	B+
		77	担い手対策推進事業	学習機会の提供・情報提供	畜産農政課	農業における女性の参画拡大に向けた講座等学習機会への参画促進の働きかけ・相談対応を行う。また、女性認定農業者の育成、農村女性団体の活動支援による女性の参画拡大に向けた機運の醸成を図る。	農政分野における女性農業者への学習機会の提供については、コロナ禍の影響により働きかけを実施出来なかった。 ・農村女性団体への活動費補助金を交付した。 ・令和3年度末現在の女性認定農業者数: 29人 (23経営体) ※市内認定農業者数は299人 (262経営体)	A	B	B+
		78	家族経営協定推進事業	締結の推進	農業委員会事務局	「家族経営協定」とは、家族内の話し合い運動である。話し合いでは、各世代男女が対等な立場で、農業経営や暮らしの現状確認を出发点として、家族各人の立場や働き方を明確にし、それを「協定」として文書に残すことで、家族での話し合いの機会を継続し、将来への確かな経営計画や生活設計の樹立を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくために取り組むもの。 この「家族経営協定」を推進し、ワークライフバランスの確立、女性の地域社会への一層の参画を図るため、協定締結のサポート及び市内農家への啓発を実施するもの。	【実績】 令和3年度新規 0 内容見直しによる再締結 1 令和4年3月末家族経営協定締結家族数 36 ※農業者年金の相談があった時は必ず案内、説明を行った。 ※農業者年金加入推進の戸別訪問の際には積極的に制度説明、周知を行った。 【課題】 農業者年金(政策支援分) 加入時以外に協定締結の現実的なメリットが少ないため、対象農家のリストアップに限界がある。	A	B	B+
28	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組への支援	79	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	農業委員会、農業協同組合、商工会役員等の女性の参画拡大に向けた男女共同参画・女性活躍推進法に関する広報・啓発活動を通じた情報提供、研修会の提供を行う。 (目標: 情報提供回数 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。	D	D	D
		80	商工会補助事業	学習機会の提供・情報提供	観光商工課	学習機会の提供・情報提供(目標: 講習会・研修会実施数 6回)	市内商工業者等を対象とした商工会主催の講習会等を開催した。 講習会実績 ①決算・申告個別指導 ②フルハーネス型墜落製紙用器具の特別講習 ③竹灯籠工作セミナー 実施件数: 3件 延べ参加人数: 255人(男性25人・女性10人 ※把握できた分のみ)	A	B	B+
		81	担い手対策推進事業	学習機会の提供・情報提供	畜産農政課	「文びの市農村女性のつどい」の会員による女性参画の理解を深めるため、各種研修や講座への参加促進を行う。	農政分野における女性農業者や農村女性団体への研修・講座については、上部機関が計画していた男女共同参画に関する研修会等が全てコロナ禍の影響により開催されなかった。	A	B	B+
		82	委員公募事業	情報提供	農業委員会事務局	農業委員及び農地利用最適化推進の募集について	令和元年度に実施しましたが、委員の任期は3年間(令和2年7月27日～令和5年7月26日まで)となっているので、令和3年度事業は未実施です。	—	—	—

【施策の方向4】 地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
29	自治会・まちづくり協議会における方針決定への女性の参画の拡大に向けた取組への支援	83	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	県男女共同参画センターが主催する学習会や研修会を4地区コミュニティセンターを通じて情報提供を行う。	県男女共同参画センターが主催する学習会や研修会を4地区コミュニティセンターを通じて情報提供を行った。	A	A	A
		84	地域づくり推進事業	学習機会の提供・情報提供	市民協働課	市が行う自治会活動関連の自治会説明会を開催。その中で市が行う出前講座を紹介。自治会が行う学習活動で男女共同参画の学習等の実施を促す。 自治会活動関連事業説明会 (目標値 64自治会 192人(各自自治会3人程度))	自治会活動関連事業説明会 対象: 自治会役員 参加者 64自治会 105人(男性93人・女性12人)	A	B	B+
30	各種機関、団体、組織等における方針決定への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発	85	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	男女共同参画セミナー開催について、市民団体へ情報提供を行う。 (目標: 情報提供回数 年2回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。	D	D	D
		86	商工会補助事業	学習機会の提供・情報提供	観光商工課	学習機会の提供・情報提供(目標: 講習会・研修会実施数 6回)	市内商工業者等を対象とした商工会主催の講習会等を開催した。 講習会実績 ①決算・申告個別指導 ②フルハーネス型墜落製紙用器具の特別講習 ③竹灯籠工作セミナー 実施件数: 3件 延べ参加人数: 255人(男性25人・女性10人 ※把握できた分のみ)	A	B	B+
		87	中小企業対策事業	市内企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 (目標: 啓発・情報提供した延べ事業者数 70社)	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁内へのポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間: 令和3年6月7日から7月1日 依頼実績: 32社(回答: 26社) 企業ガイドブック 依頼実績: 45社	A	A	A
		88	社会教育事業	学習機会の提供・情報提供	社会教育課	・各種生涯学習講座、市民大学、ふれあい女性学級を開設して学習の機会を提供している。	・生涯学習講座 9講座 37回 延参加者322名 ・家庭教育学級 12学級開設 学級生620名 延出席者507名(男92名女415名) ・市民大学 8講座 在籍者35人(男1名女28名) ・市内4中学校区にふれあい女性学級を開設 ふれあい女性学級については学級生の確保や高齢化が課題となっている。	C	A	B

【施策の方向5】 防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
31	地域防災に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	89	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	県男女共同参画センターが主催する学習会や研修会を4地区コミュニティセンターを通じて情報提供を行う。	県男女共同参画センターが主催する学習会や研修会を4地区コミュニティセンターを通じて情報提供を行った。	A	A	A
		90	自主防災組織育成・強化事業	学習機会の提供・防災会議への女性の参画拡大	基地・防災対策課	自主防災組織の重要性や組織運営について学ぶ機会として、各自治会や地域等において防災講座、防災訓練などを開催しました。防災会議委員について女性選任を関係機関へ依頼を行った。	・防災会議を1回実施（開催日：3月25日） ・防災講座、防災訓練などの開催 （防災講座 26回 745名 ・防災訓練 11回 581名） 合計1,326名（男性819名・女性507名）	A	B	B+
32	消防団活動への女性の参画の拡大に向けた広報・啓発	91	消防団運営事業	消防団活動への女性の参画促進・情報提供	基地・防災対策課	女性消防団員の活動について産業文化祭等の行事の際、地域住民に対し広報・啓発を実施する。（目標：女性消防団員数 17名）	・新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の女性消防団員による研修会等の中止及び単身高齢者等を訪問しての活動が実施できなかった。 ・産業文化祭においては、消防団の紹介や団員募集の活動が実施できた。 （令和3年度女性消防団員数 9名）	A	B	B+

【施策の方向6】 女性のエンパワーメントを支援する取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
33	働く女性のネットワーク構築に向けた調査研究	92	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	県男女共同参画センター及びみやぎ女性の活躍推進会議の研修会を通じて、情報交換や交流を深めることのできる場づくり等の情報収集及び情報提供を行う。	掲示板へ研修会開催の案内を掲載し、関係課に情報提供を行った。	A	A	A
		93	中小企業対策事業	市内企業訪問による啓発・情報提供	観光商工課	企業訪問による啓発・情報提供 （目標：啓発・情報提供した延べ事業者数 70社）	企業実態調査及び企業ガイドブック掲載の依頼時に情報誌・チラシ等を郵送し啓発・情報提供を行った。 国県等が発行する情報誌・チラシ等の窓口設置、庁舎内のポスター掲示により啓発・情報提供を行った。 企業実態調査 期間：令和3年6月7日から7月1日 依頼実績：32社（回答：26社） 企業ガイドブック 依頼実績：45社	A	A	A
34	女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の確保	94	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	女性の参画拡大に向けた女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供・情報提供を行う。	掲示板へ研修会開催の案内を掲載し、関係課に情報提供を行った。	A	A	A
		95	市民ワークショップ事業	学習機会の提供・情報提供	企画課	まちへの思いや市の課題について対話を行うことで、協働のまちづくりへの意識を高めるとともに次期総合計画へ反映させる。 開催回数：1回 （目標：参加人数 30人）	令和3年7月10日（土曜日）に開催するよう調整を行い、「どなたでも参加できます」と記載したチラシにより参加を呼びかけ、えびの市民や市内関係団体の構成員、若手市役所職員など幅広く参加者を募り18名から参加申込をいただいたが、当日になって大雨特別警報が発令されたため、中止した。 後日、代替として書面開催により13名から回答をいただき、「市の地み」「市の課題」「将来への思い」について結果を取りまとめて第6次えびの市総合計画策定の際に応用した。	B	C	C+
		96	市長と語り合う会事業	学習機会の提供・情報提供	企画課	市民が気軽に市長と意見交換ができる場をつくり、市民と情報を共有し、また市民目線に立った行政運営や市民参加のまちづくりを進めるため自治会単位で意見交換を行う。（目標：1回当たりの参加人数 50名）	令和3年8月1日出水地区で実施。44人に参加いただき、市政や地区の課題について意見交換を行った。 男女を問わず気軽に参加できるよう日曜日の開催で調整したが、地区の清掃作業後に屋外での開催としたため、女性の参加は少なかった。	B	A	B+
		97	事業説明会事業	学習機会の提供・情報提供	企画課	令和3年度当初予算に掲げる市の事業について、市長が直接地域住民へ説明を行い、情報共有及び市民参加のまちづくりを進めるもの。 （目標：4地区の参加人数 100名）	例年、新年度がスタートする5月に開催しているが、4月に新型コロナウイルス感染症の第4波が拡大を続け、県独自の緊急事態宣言が発令されたことから実施を見送った。	B	D	C
		98	ふれあい女性学級事業	学習機会の提供・情報提供	社会教育課	・市内4中学校区にふれあい女性学級を開設し、それぞれ活動（学習会、視察研修等）を行っている。	飯野：7回 延べ参加者数59人 上江：6回 延べ参加者数48人 久真：8回 延べ参加者数83人 真幸：6回 延べ参加者数52人 計242人（女性） 課題 高齢化による人員確保	C	A	B
99	家庭教育学級事業	学習機会の提供・情報提供	社会教育課	・各中学校、認定こども園、保育園、幼稚園に12学級を開設し、健全な子どもの育成と保護者としての視野を広げるための活動を各学級で実施しました。	学級開設数 12学級 実施回数 48回 延べ参加者数 507人（男92、女415） 女性の参加者が少ない。家庭教育学級は女性が参加するものといった固定観念が中々ぬぐえない。参加者の固定化。	B	A	B+		

【重点目標4】 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

【施策の方向1】 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
35	性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の醸成を図る広報・啓発	100	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施する。 ・パネル展示・資料等配布（市役所本庁ロビー・文化センター） 産業文化祭で実施 ・市広報紙へ「AV出演強要『J』Kビジネス」等被害防止月間」についての記事を掲載した。（令和3年4月号） ・市広報紙へ「デートDV」についての記事を掲載した。（令和3年8月号） ・市広報紙へ「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載した。（令和3年10月号）	A	A	A	
		101	DV対策推進事業	暴力防止週間・人権週間における情報発信	総務課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施する。 1. 市役所本庁及び文化センター産業文化祭にて、パネル展示・資料等配布を行う。（目標：パネル展示 年1回） 2. 市広報紙へ記事掲載する。	1. 市役所本庁にてパネル展示・資料等配布を実施した。 2. 市広報紙へ「AV出演強要『J』Kビジネス」等被害防止月間」の記事を掲載（令和3年4月号） ・市広報紙へ「デートDV」についての記事を掲載した。（令和3年8月号） ・市広報紙へ「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載した。（令和3年10月号）	A	A	A
36	子どもや若年層の被害の未然防止及び被害者支援の基盤となる啓発	102	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施する。 1. 市役所本庁及び文化センター産業文化祭にて、パネル展示・資料等配布を行う。（目標：パネル展示 年1回） 2. 市広報紙へ記事掲載する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発活動を実施した。 1. 市役所本庁にてパネル展示・資料等配布を実施した。 2. 市広報紙へ「AV出演強要『J』Kビジネス」等被害防止月間」の記事を掲載（令和3年4月号） ・市広報紙へ「デートDV」についての記事を掲載した。（令和3年8月号） ・市広報紙へ「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を掲載した。（令和3年10月号）	A	A	A
		103	家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会との連携	こども課	要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童の早期発見や支援を図るため、関係機関等で情報提供を共有し、相互の連携強化を図る。 （目標：実務者会議開催回数：3回）	実務者会議を開催し、関係機関等で情報を共有し、相互の連携強化を図った。 実務者会議実施回数：3回	A	A	A
		104	人権教育推進事業	教職員・保護者などへの情報提供、関係機関との連携	学校教育課	学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場、児童虐待の早期発見に努めなければならない立場にある。教職員の責務として、虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し関係機関に協力し、保護者に対し虐待防止のための教育や啓発を行う。	学校において、日頃から子供や保護者の異変や違和感を見逃さず、児童虐待を受けたと思われる児童生がいた場合は、速やかに子ども課や児童相談所との情報共有を行っている。 暴力・暴言を伴うものは「しつけ」ではなく「虐待」であること、虐待にはネグレクトや暴力を自覚することも含まれることなど、保護者に対する啓発は、関係機関の協力が必要である。	A	A	A

37	性犯罪、ストーリー行為の被害者支援に向けた関係機関との連携強化の充実	108 女性相談支援事業	女性相談の実施・啓発	総務課	市における相談対応の充実、事業認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起らないよう、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に寄り添う対応を行う。	性犯罪、ストーリー行為の被害者支援については、警察署等の連携が大変重要としており、情報共有を徹底に行うことが必要と考えている。事態発生に備え、女性相談所の相談対応の充実につなげていく。	A	A	A
		106 DV被害者支援連絡協議会事業	関係機関との連携	総務課	「えびの市DV被害者支援連絡協議会」において、事業認知時における関係課・関係機関との連携状況等対応についての事例研究による検証を行い「えびの市DV被害者支援連絡協議会」に基づき総合的取組の評価を行う。（目標：年1回実施）	えびの市DV被害者支援連絡協議会」において、関係課・関係機関との連携を図り、情報共有を行った。	A	A	A
38	あるゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり	107 女性相談支援事業	女性相談の実施・学習機会の提供	総務課	女性相談における相談対応の充実、相談窓口の明確化と機能の充実、研修の実施等により一層取り組みを進める。	セクハラシチュアル・ハラスメント防止と被害者支援については、女性相談所における相談対応の充実と、二次被害発生に留意し、被害者を守る個人情報保護と守秘義務の徹底を図っている。	A	A	A
		108 男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. セクシュアル・ハラスメントに伴う学習会の提供、情報提供を行う。 2. 介護保険課、健康保険課等と連携をとり、相談窓口である女性相談所の周知啓発を行う。 3. 月1回女性相談所の事例検討会を行い、相談対応の充実に取り組み。	1. 女性に対する暴力をなくす運動期間に広報紙により情報提供を行った。 2. 介護保険課、健康保険課等と連携をとり、相談窓口である女性相談所の周知啓発を行った。 3. 月1回女性相談所で事例検討会を行い、相談対応の充実に取り組んだ。	A	A	A

【施策の方向②】 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議
							①配慮度(%)	②達成度(%)	
39	被害者の安心と安全を確保する適切な迅速な保護対応の充実	109 DV被害者支援事業	女性相談所の周知・ワンストップサービスの充実	総務課	保護する必要がある被害者について関係機関との連携による一時保護施設への入所、市営住宅への優先入居等による一時避難先の確保を行う。広報紙による女性相談所の周知（目標：年4回）	関係機関と連携を図りながら、被害者の安全確保のため一時保護を行った。また、DV被害者等の身辺の安全確保を図るため、一時的に避難させるための「えびの市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業実施要綱」を令和4年3月に公布した。広報紙による女性相談所の周知（4月号）（8月号）（10月号）	A	B	B+
		110 一時避難事業	被害者への一時避難先（市営住宅）の情報提供	財産管理課	被害者が安心して生活できる住まいを確保できるよう、市営住宅への一時避難先としての使用や入居について、関係課と連携し速やかに情報提供等を行う。	令和3年度対応件数：1件 関係課等からの連絡を受け、速やかに情報提供や住宅案内を行ったが、本人の意思により一時避難や入居には至らなかった。	—	A	A
		111 住民基本台帳事務事業	住民基本台帳閲覧制限等の支援措置の実施	市民環境課	住民基本台帳の閲覧の制限等の支援措置の実施	支援措置申請者数（内他自治体申請）31件（20件）	—	A	A
40	被害者の早期発見に向けた体制の充実	112 DV被害者支援事業	女性相談の実施・情報提供	総務課	1. 配偶者やパートナーからの暴力に関する情報提供・関係機関等が実施する研修等への参加推進を図る。 2. 公共施設のトイレに早期発見・救済に向けた相談カードを設置を行う。	1. 広報えびのにより、「デートDV」「女性に対する暴力をなくす運動」の記事を掲載した。また、県センター主催のDV被害者保護支援担当者研修に参加した。 2. 公共施設のトイレ等に女性相談所の相談カードを設置して、早期発見に繋がるように努めている。 ※公共施設等の男性用トイレにも順次置いていくようにしている。	A	A	A
		113 家庭児童相談事業	情報提供	こども課	家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応する。	・相談件数 145件（対象児童：男子70件・女子75件） 児の前での夫婦喧嘩や面前DV（虐待）が増加しており、心理的虐待件数が増えてきている。	A	B	B+
41	子どもへの影響に対する支援	114 DV被害者支援事業	女性相談所と関係機関との連携	総務課	被害を受けている親子の早期の安全・安心の確保、尊厳の回復に向けた、関係機関との連携による支援を行う。取組については、子どもの心情や状況に寄り添う対応に留意し、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底に配慮する。	関係機関との連携による支援を行うことや被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図れるように配慮している。	A	A	A
		115 家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会との連携	こども課	家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応する。	・相談件数145件（対象児童：男子70件・女子75件） 児の前での夫婦喧嘩や面前DV（虐待）が増加しており、心理的虐待件数が増えてきている。	A	B	B+
		116 人権教育推進事業	関係機関との連携	学校教育課	児童生徒に対する直接的な暴力だけでなく、両親等の間の暴力についても、児童生徒に心理的・外傷を与える虐待の心とつながることを学校・教職員は認識し、異変や違和感を見逃さずに関係機関との情報共有を行う。	体罰を含めた虐待等について、各学校で、機会あるごとに保護者等へ理解を求めるように周知するとともに、校長会などを通じて、児童虐待防止法に基づく通告制度について確認している。併せて事業認知から関係機関につなぐ過程において、守秘義務等の対応を徹底するように共通理解を図った。	A	A	A
42	交際相手からの暴力（デートDV）の被害者支援	117 DV被害者支援事業	女性相談の実施・ワンストップサービスの充実	総務課	1. 相談者のワンストップ・サービスの充実 2. デートDV等に関する啓発パンフレットを配布（目標：成人式 パンフレット配布 年1回）	1. 相談者の対応は、女性相談所で一括して関係課の対応を行うワンストップ方式により、相談者の負担軽減と安全確保に留意している。 2. デートDV等に関する啓発パンフレットを成人式等に配布した。	A	A	A
		118 男女共同参画推進事業	リーフレット等配布	総務課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中啓発活動を行う。 ・パネル展示・資料等配布（市役所ロビー・市民図書館） （目標：パネル展示 年1回） ・広報紙へ記事を掲載する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中啓発活動を行った。 ・パネル展示・資料等配布（市役所ロビー・市民図書館）で実施した。 ・広報紙へ「デートDV」についての記事を掲載した。（令和3年8月号）	A	A	A
		119 家庭児童相談事業	家庭相談員による相談支援・関係機関との連携	こども課	家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応する。	・相談件数145件（対象児童：男子70件・女子75件） 児の前での夫婦喧嘩や面前DV（虐待）が増加しており、心理的虐待件数が増えてきている。	A	B	B+
		120 人権教育推進事業	情報提供・相談対応の充実	学校教育課	子どもの発達段階に配慮して、生命の安全教育の中でデートDVについての教育を行う。（目標：デートDV教育実施中学校 4校）	デートDVについて、中学校において男女ともに学ぶ機会を設けているが日程が合わず学習の時間取れなかった学校もある。なお、相談窓口については周知を行っている。（実施校数 3校）	A	B	B+
43	相談スキルの向上を図る研修の実施、相談環境・相談体制の充実	121 女性相談事業	学習機会の提供	総務課	女性相談員等の相談スキル向上を図る研修への参加促進に取り組む。（目標：事例検討会 月1回）	県男女共同参画センターが主催している研修会に参加し相談員のスキル向上をしている。また、毎月事例検討会を実施して情報共有と相談体制の方向性も検討している。	A	A	A
		122 男女共同参画推進事業	各種相談員研修	総務課	1. 女性相談所では毎月1回事例検討会を実施し、相談員のスキルアップに努める。 2. あらゆる相談に携わる相談員、職員などのスキル向上を図る。（目標：相談員研修参加 年2回）	1. 女性相談所では毎月1回事例検討会を実施し、相談員のスキルアップに取り組んだ。 2. 宮崎県男女共同参画センター主催の相談員研修に参加しスキル向上を図った。（実績：受講回数 2回）	A	A	A
		123 民生委員活動事業	学習機会の情報提供	福祉課	地域の身近な相談相手となり、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている民生委員、児童委員の資質の向上を目的に学習会を開催する。 開催予定：2回 （目標：参加人数 各61人）	学習会を実施（1回） 期日：7月12日（月）、13日（火） 対象者：民生委員・児童委員（参加者54人（男性30名・女性24名） 内容：委員活動を取り巻く情勢、民協協活動を取り巻く情勢引続き、人権意識高揚のため、感染症対策を講じながらの学習会の実施や、市・県主催の人権を考えるついで、LGBT研修会等の人権研修会への参加の機会を提供していく。	A	A	A
		124 教職員研修事業	学習機会の提供・相談対応の充実	学校教育課	学校における虐待対応の手引きにより、虐待の種類、虐待が及ぼす子どもへの影響、学校・教職員等の役割・責務、児童相談所への通告の判断、通告後の対応など、教職員で共通理解を図る。（目標：児童虐待防止に関する研修の実施校数 9校）	校長会などで各学校の相談対応、関係機関との迅速な対応、児童虐待防止法に基づく通告制度について共通理解をし、各学校内での情報共有を行っている。併せて事業認知から関係機関につなぐ過程において、守秘義務等の徹底、相談体制の充実を図った。（実績：9校実施）	A	A	A

44	被害者の生活再建に向けた支援	125	DV被害者支援事業	女性相談所と関係機関との連携	総務課	被害者の生活再建に向けた支援については、庁内関係課との連携により、被害者の意向を十分に尊重したうえで避難先の確保や各種支援手続を行う。	被害者の多様な経済的・生活的状況に応じて、庁内関係課と連携を図り、各種サービスに関する情報提供を行った。	A	A	A
		126	ひとり親家庭支援事業	情報提供	こども課	母子父子自立支援員を配置し、相談に応じ、自立に必要な情報提供等（職業能力向上及び求職活動）を行う。	・相談件数延べ 20回 相談があったが、給付金を活用しての各種訓練受講には至らなかった。	A	B	B+
		127	就学支援事業	情報提供	学校教育課	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者、入学予定者の保護者に対し、就学援助費の支給を行う。就学援助事業に関する情報提供については、全保護者を行っている。	就学のための支援として、全保護者へ就学援助制度の周知を徹底している。個々の家庭の状況に応じ、子どもや保護者に寄り添った対応を行うよう常に留意している。併せて教職員の守秘義務等の徹底を図った。	A	A	A
45	「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組を推進する体制の機能強化	128	DV被害者支援事業	関係機関との連携	総務課	「えびの市DV被害者支援連絡協議会」において、事前認知時における関係課・関係機関との連携状況等対応についての事例研究による検証を行い「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組の評価を行う。（目標：年1回実施）	「えびの市DV被害者支援連絡協議会」において、関係課・関係機関との連携を図り、情報共有を行った。	A	A	A

【重点目標5】 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援

【施策の方向1】 生涯を通じた女性の健康支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
46	妊娠・出産・育児期における健康支援	129	えびの市母子健康包括支援事業	相談対応の充実	こども課	母子健康包括支援センターにおいて、助産師を中心に妊娠前から子育て期まで妊婦に対して切れ目のない支援事業を行う。	・産後サポート事業 助産師による電話相談延べ252件、ベビーマッサージ教室10回（延べ57人） ・産後ケア事業 子育て・おっぱいなんでも相談会12回（延べ13人）、助産師による個別相談延べ47人、助産師及び保健師による訪問174人 新型コロナウイルス感染拡大防止により、ママサロン・もぐもぐ教室が中止となり、母親同士の交流の場の提供ができなかった。	—	A	A
		130	妊産婦等・乳幼児健康診査事業	妊娠健康診査・健康教育の実施	こども課	妊娠中の異常を早期に発見し、出産・育児に対する適切な支援事業を行う。	・妊婦健康診査者 延べ 934件 ・産婦健康診査者 延べ 147件	—	A	A
		131	妊産婦等・乳幼児健康診査事業	母子手帳交付・各種健康教室、母子相談・訪問指導の実施	こども課	乳幼児とその保護者が、健やかな親子関係を築き、育児不安の軽減を図る。	・母子健康手帳交付件数 84件 ・3か月健康診査受診者77人、1歳半健康診査受診者85人、3歳児健康診査受診者82人 ・助産師及び保健師による訪問 174件	—	A	A
47	女性特有の疾患の早期発見に向けた検診受診率向上、予防等についての啓発	132	男女共同参画推進事業	情報提供	総務課	女性を対象とする健康教育の実施等の情報提供・学習機会の提供を行う。	掲示板等へ男女共同参画センター主催による「からの相談」の情報提供を行った。	B	A	B+
		133	健康増進事業	各種検診の実施・情報提供	健康保険課	子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の偶数歳の方を対象にがん検診事業を実施する。また、罹り率の高い30・36・40歳については、無料クーポン券を発行し、積極的な受診勧奨を行う。（目標：乳がん検診受診率20.3% 子宮がん検診受診率25%）	乳がん検診受診率 11.5% 子宮がん検診受診率 12.8% クーポン利用率 子宮がん検診 27% 乳がん検診 27% 一部の対象者への啓発にとどまっている現状であり、より幅広く啓発が実施できるような取組みが課題である。	A	B	B+
48	性に関する正しい理解促進に向けた教育の推進、広報・啓発	134	男女共同参画推進事業	情報提供	総務課	性に関する正しい理解促進に向けた教育等の広報啓発を行う。（目標：広報掲載 年1回）	広報えびので「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止に関する記事（令和3年4月号）や「デートDV」に関する記事（令和3年8月号）を掲載した。	A	A	A
		135	妊婦等相談事業	相談対応の充実	こども課	母子健康包括支援センターにおいて、助産師を中心に妊娠前から子育て期まで妊産婦に対して切れ目のない支援事業を行う。	・産後サポート事業 助産師による電話相談延べ252件、ベビーマッサージ教室10回（延べ57人） ・産後ケア事業 子育て・おっぱいなんでも相談会12回（延べ13人）、助産師による個別相談延べ47人、助産師及び保健師による訪問174人 新型コロナウイルス感染拡大防止により、ママサロン・もぐもぐ教室が中止となり、母親同士の交流の場の提供ができなかった。	—	A	A
		136	健康教育推進事業	性教育の実施・情報提供	学校教育課	学級活動や保健の時間に学習指導要領に基づいた性教育を実施する。中学校においては、外部講師による講話等を行い、より専門的な学習を行う。（目標：性教育実施校数 9校）	各小中学校における保健等の授業を通して、児童生徒の発達段階に応じた性に対する正しい理解ができるよう取り組んだ。また、養護教諭や養護助教諭も学級担任と協力しながら、授業の充実にも努めた。さらに、外部の専門家（助産師会、看護師、警察等）を招聘し、性教育の充実を図った。（実施校数：9校）	A	A	A

【施策の方向2】 生涯にわたる男女の健康の包括的支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)		
49	市民一人ひとりの健康意識の向上に向けた広報・啓発	137	男女共同参画推進事業	情報提供	総務課	男女の生活習慣、就労状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえ、健康状態を自己管理できるように広報啓発を行う。（目標：広報掲載 年1回）	広報えびので「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事を掲載した。（令和3年12月号）	A	A	A
		138	健康日本21事業	学習機会の提供・情報提供	健康保険課	健康づくりの推進や検診の必要性について出前講座を実施する。（目標：出前講座実施回数 20回）	実施回数 4回（はつらつサポーター養成講座2回、はつらつサポーター連絡会2回）参加者数 169名 自分の健康について自ら取り組めるよう、食を通じた健康管理について健康教育を実施した。1日に必要な食品、食事量について示し、男女問わず料理を作ることが苦手でも市販の緑茶や缶詰等を利用した「選択して食べる」という周知を図った。	A	C	B
		139	健康教育推進事業	保健だより発行	学校教育課	全小中学校において、健康教育推進のため、毎月保健だよりを発行する。（目標：保健だより発行校数 9校）	各学校において、歯や睡眠等、学校の実態に応じた健康意識の向上と健康増進のための保健だよりを毎月発行した。	A	A	A

50	性別に由来する男女のニーズを踏まえる健康づくりの支援	140	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 市広報紙に、ワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載する。 2. 県男女共同参画センター等が主催する研修会の情報提供を行う。	1. 市広報紙に、ワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載した。 (令和3年12月号) 2. 県男女共同参画センター等が主催する研修会の情報提供を行った。	A	A	A
		141	健康増進事業	相談体制の充実・情報提供	健康保険課	固々の生活習慣や環境についての情報も把握し、検診後の保健指導や健康相談を実施する。(目標:健康相談対応件数 1,485件)	健康相談(訪問、対面、電話)延べ513件 事業実施に際して、男女の身体的違い、生活習慣や意識、就労状況や生活環境の違い及び個人情報に配慮している。 新型コロナウイルス感染症の感染対策を取りながらの開催となった。相談や検診結果説明が一時的なものにならないためにも、定期的な健康診察を促す必要がある。	A	C	B
		142	自殺対策事業	相談体制の充実・情報提供	健康保険課	自殺に追い込まれるほどの危機に陥った人の心情や背景を理解し、誰かに助けを求めることが社会通念上の共通認識となるよう啓発の実施及び精神疾患やアルコール問題、自殺問題に対する誤解や偏見がなくなるよう啓発を実施する	自殺対策については、各関係所課・機関・団体と連携を図りながら、自殺対策推進等での役割を実施するなど周知・啓発に取り組んでいる。 その中で自殺者は男性の方が多い一方、悩みやストレスを感じた時に、誰かに相談したり、助けを求めたりという意識は男性の方が低い傾向にあるため、市の広報紙や企業通信等で情報発信を行っている。	A	A	A
51	潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応	143	男女共同参画推進事業	情報提供・関係機関との連携	総務課	1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し情報提供を行う。 2. 相談の場につなげることができるよう、関係機関との連携を図る。	1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し、相談先の情報提供を行った。 2. 職員研修やLGBT交流会レインボービュー宮崎との勉強会・交流会も実施し、当事者の相談の場を広げることができた。	A	A	A
		144	女性相談事業	情報提供・関係機関との連携	総務課	女性相談所において、相談者が安心して相談できる環境整備に努め、関係機関との連携を図り取組を行う。	あらゆる相談に対応できるように相談環境の整備に努めている。また、関係機関との連携も図っている。	A	A	A
		145	健康相談事業	情報提供・関係機関との連携	健康保険課	保健所が実施している「ひきこもり・心の健康相談」「アルコール家族教室」「わかちあいの会(自死遺族のつどい)」の市民への周知を図る。 自殺予防及び精神疾患の相談窓口カードを配布する。 (目標:心の健康相談窓口カード配布数 3,110枚)	保健所が実施している「ひきこもり・心の健康相談」「アルコール家族教室」「わかちあいの会(自死遺族のつどい)」の日程を、予定とおり毎月広報紙に掲載した。 自殺予防及び精神疾患の相談窓口カードを配布した。 相談窓口カード等配布数 7,316枚	A	A	A
52	スポーツ活動を通じた健康づくりの支援	146	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	健康づくりの支援を行う人等に特化した男女共同参画の情報提供を行う。	県男女共同参画センター等が主催する相談・研修会の情報提供を行った。	B	A	B+
		147	障がい者支援事業	障がい者スポーツ大会への支援	福祉課	県障がい者スポーツ大会への参加を呼びかけ、県障がい者スポーツ大会に同行し支援するとともに、身体障害者福祉会の身体障害者福祉会スポーツ大会の運営及び支援を行う。	年齢や性別、障がい等を問わず、すべての地域住民が楽しく安全にスポーツレクリエーション活動等に楽しめるように、バリアフリー化や耐震化などの公共スポーツ施設等の安全確保等の環境整備に努めている。	A	A	A
		148	生涯スポーツ推進事業	各種スポーツ大会実施、総合型地域スポーツクラブの充実	社会教育課	・スポーツ協会加盟団体(21団体)が市民スポーツ大会を開催し、市民の健康増進、体力づくりにつなげる。 目標合計大会競技数:10競技(1競技20,000円×10競技) ・高齢者(65歳以上)が総合型スポーツクラブ及びスポーツ協会に新規加入した際、助成金を交付することにより、高齢者の体力向上と健康増進につなげる。 目標合計人数:総合型地域スポーツクラブ20人、スポーツ協会75人(1人当たり2,000円)	・市民スポーツ大会開催 4競技(軟式野球、ソフトテニス、ミニテニス、グラウンドゴルフ)、参加者536人 ・総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ協会新規加入者数:スポーツクラブ3人、スポーツ協会7人の合計30人 新型コロナウイルス感染症防止により大会を中止としたため目標は達成できなかったが、今後感染対策をしっかりと行えば大会が開催できるようになる必要がある。	A	C	B

【重点目標6】 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向1】 複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							① 配慮度 (%)	② 達成度 (%)	評価	評価
53	ひとり親家庭等の 障がいの多様な状況 への対応の深化を 図る包括的な支援	149	ひとり親家庭支援事業	情報提供	こども課	母子父子自立支援員を配置し、相談に応じ、自立に必要な情報提供等(職業能力向上及び求職活動)を行う。	・相談件数延べ 20回 相談はあったが、給付金を活用しての各種訓練受講には至らなかった。	A	B	B+
54	障がいのある一人 ひとりの多様な状況 への対応の深化を 図る包括的な支援	150	障がい福祉サービス 事業	情報提供・各種支援 の実施	福祉課	在宅生活を支援する居宅介護、日中活動の場を提供する生活介護や就労継続支援、屋外での移動が困難な方の外出を支援する移動支援事業等を実施し、障がいのある人やその家族が性別にとらわれず安心して生活できるように障害福祉サービスの提供に努める。	障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が性別にとらわれず、できるだけ自立した生活が送れるように、また、住み慣れた地域で安心して暮らせるように福祉サービスの支援を行った。性別に係る配慮がなされている例としては、入浴支援など同性が行うといった配慮がなされている。障がいの程度や障がい者を取り巻く環境は多様化しており、個々に応じた支援の提供が必要であるため、障がい者本人やさらにはその家族の困り感を相談できる環境を整えていく必要がある。	A	B	B+
		151	障がい者相談支援事業	相談対応の充実・情報 提供	福祉課	障がいのある人、障がいのある子ども、その家族からの相談に対して、性別に拘われない視点も含め総合的に対応できる事業所に相談支援業務を委託する。	関係する支援機関や市町間で情報の交換・共有が図られ、増加する相談業務にあたる職員の確保充実がなされ、障がい者福祉の向上を支援した。 障がいの程度や障がい者を取り巻く環境は多様化しており、個々に応じた支援の提供が必要であるため、障がい者本人やさらにはその家族の困り感を相談できる環境を整えていく必要がある。そのため、令和3年9月から「にしもろ基幹相談支援センター」を設置し、個々の障がいの程度に応じた人種に配慮しながら、適切な迅速な支援に取り組むことができる。	A	A	A
		152	障がい者虐待防止セ ンター運営事業	情報提供・関係機関 との連携	福祉課	障がいがある方やその家族からの様々な相談に応じる際には性別による固定的な役割分担意識に捉われない対応に努め、情報を提供することにより関係機関と連携し虐待の防止や早期対応に努める。	障がいのある人の日常生活における権利が損なわれ、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応により権利擁護を図った。 (1)また、関係機関からの情報提供により、障がい等のサービスの情報提供の体制を整え庁内関係機関と共通理解を図った。 障がいの程度や障がい者を取り巻く環境は多様化しており、個々に応じた支援の提供が必要であるため、障がい者本人やさらにはその家族の困り感を相談できる環境として、基幹相談支援センターや相談支援事業所など個々の状況に応じて周知や情報提供していく必要がある。	A	A	A
55	高齢者一人ひとりの 多様な状況への 対応の深化を図る 包括的な支援	153	高齢者生活支援対策 事業	福祉タクシー券発 行・情報提供	福祉課	満75歳以上で車両を保有せずとも運行できず、住民税所得割が非課税等の高齢者に、タクシー料金の基本料金を助成する利用券を年間24枚交付している。 また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種2回(2往復)分の4枚を追加交付した。	タクシー料金を助成することにより、経済的負担の軽減が図られ、高齢者の外出の機会、社会活動への参加を推進することができた。 交付者655人、利用枚数8,628枚(R2 交付者592人、利用枚数7,867枚)	A	B	B+
		154	総合相談支援事業	相談対応の充実・情報 提供	介護保険課	高齢者の介護・医療・保健・福祉などの総合的な相談窓口として、地域包括支援センター及び市内4事業所に在宅介護支援センターを設置している。 在宅介護支援センターは、総合相談等窓口委託業務として、総合相談、実態把握、継続訪問3種の業務を実施している。 総合相談:高齢者の介護申請代行、タクシー券申請代行などを行う。 実態把握:えびの市在住で65歳以上の対象者名簿を基に、介護サービスを利用していない方を訪問。 継続訪問:総合相談や実態把握により、見守りや再度の訪問が必要と判断した方を定期的に訪問。(目標:相談件数 1,500件)	【相談件数】 地域包括支援センター: R3=229件 在宅介護支援センター: R3=953件(内訳:総合相談460件 継続訪問493件 実態把握を除く) ※R3以降の目標値については、在宅介護支援センターが行う総合相談及び継続訪問も考慮した件数となっている。それ以前は総合相談のみ考慮した件数で設定している	A	B	B+

56	子どもや若者一人ひとりの多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	155	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 子どもや若者一人ひとりの多様な状況への対応、包括的な支援や学習機会の提供・情報提供を行う。 2. 公共施設等に女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知啓発を行う。	1. 県男女共同参画センター等が主催する講座等の情報提供を行った。 2. 研修会時や公共施設等へ女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知を図っている。	A	A	A
		156	女性相談事業	相談対応の充実・情報提供・関係機関との連携	総務課	1. 公共施設等に女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知啓発を行う。 2. 関係機関との連携を密にし、相談対応の充実や情報提供を行う。	1. 研修会時や公共施設等へ女性相談所のポスター及びカードを設置し、周知を図っている。 2. 健康保険課と連携を図り、母子手帳交付時に女性相談所の情報提供を行った。	A	A	A
		157	家庭児童相談事業	相談対応の充実・情報提供・関係機関との連携	こども課	家庭における子育ての悩みや児童虐待に対応するため、家庭相談員が児童相談所等の関係機関と連携し、様々な支援につながるよう対応する。	・相談件数 145件 (対象児童: 男子70件・女性75件) 児の前での夫婦喧嘩や前DV (虐待) が増加しており、心理的虐待件数が増えている。	A	B	B+
		158	子どもの貧困対策推進事業	相談対応の充実・情報提供・関係機関との連携	こども課	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されない社会を実現するため、子どもの貧困対策推進計画に沿った事業を実施する。 (目標: 子ども食堂実施回数 4回)	・コーディネーターの配置 (1名) ・子どもの未来応援協議会会議 (3回開催) ・学生服リユース事業 ・子ども宅食支援 (月1回) ・子ども食堂支援 (社協、まち協 (飯野・真幸)) 3回	A	B	B+
		159	就学支援事業	奨学金制度の情報提供	学校教育課	成績が良好で経済的な理由により修学が困難な人に対して、学費の貸与を行う。 ホームページや広報紙への掲載及び市内中学校3年生・飯野高校3年生保護者へチラシを配布し、奨学金制度の情報提供を行う。	ホームページや広報紙への掲載及び、市内中学校3年生・飯野高校3年生保護者へチラシを配布し奨学金を募集した。令和3年度も応募があり、貸与を実施した。 奨学金は貸与するため、就職後に返還の負担が生じる。奨学金の返還が困難な事がある場合には、返還猶予や返還免除の制度も設けている。	A	A	A
57	外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状況にある一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援	160	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状況にある一人ひとりの多様な状況に応じた包括的な支援を行う。	LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内掲示や広報紙9月号「性の多様性について」により、相談支援に繋がる情報提供を行った。	A	A	A
		161	女性相談事業	相談対応の充実・情報提供	総務課	1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し、情報提供を行う。 2. 外国人や性的少数者であることにより複合的に困難な状況にある多様な状況に応じた相談支援を行う。	1. LGBT交流会「レインボービュー宮崎」のチラシを庁内に掲示し、情報提供を行った。 2. 相談の際に1人ひとりの多様な状況への寄り添った対応の充実を図っている。	A	A	A
		162	外国人居住者支援事業	情報提供	市民協働課	市民活動団体等と連携し、中国留學生の歓迎会や異文化体験講座を実施し、交流を深める事業を実施する。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中国からの留學生が入国できず、歓迎会を実施できなかった。 市民と外国人の交流を図る異文化体験講座は開基講座を実施したが、中国留學生を対象にした事業は開催できなかった。	B	D	C
58	災害により直面する複合的に困難な状況における男女のニーズの違いへの対応	163	災害予防対策事業	学習機会の提供・情報提供	基地・防災対策課	自主防災組織の重要性や組織運営について学ぶ機会として、各自治会や地域等において防災講座、防災訓練などを開催した。	・自主防災組織の活動を活性化するため、役員 (防災リーダー) 説明会を開催 (説明会 2回) ・防災講座、防災訓練などの開催 (防災講座 26回 745名・防災訓練 11回 581名) 合計1,326名 (男性819名・女性507名)	A	B	B+

【施策の方向②】 誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							① 配達成度 (%)	② 達成度 (%)	評価	
59	一人ひとりの人権が尊重される生活環境の醸成に向けた、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を促す啓発	164	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 男女共同参画意識の醸成を図る学習機会の提供を行う。 2. 男女共同参画だより「とらあめぐる」発行する。 3. 市広報紙による啓発: 年6回 (偶数月) 掲載する。 4. 男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間中に啓発活動を実施する。	1. 県男女共同参画センター等が主催する講座等の情報提供を行った。 2. 男女共同参画だより「とらあめぐる」発行 (全戸配布及びホームページ掲載) 3. 市広報紙による啓発: 年6回 (偶数月) 掲載した。 4. 男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間中に啓発活動を実施した。	A	A	A
		165	延長保育事業	事業実施と情報提供	こども課	仕事の事情などでやむを得ず規定の保育時間を超えてしまい、時間を延長して子どもを預かってほしいという保護者のために保育園、認定こども園で延長保育事業を実施した。 (目標供給量確保人数 (人日): 166人)	仕事と生活の調和を図る上で必要な子育て行政サービスを個々の雇用者・事業者が入手する機会が確保されるよう積極的な情報提供に今後も務める必要がある。 実施園数: 10園 利用者延べ人数: 3,005人 (短時間361人 標準時間2,644人)	A	A	A
		166	一時預かり事業	事業実施と情報提供	こども課	保護者の就労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行う。 (目標供給量確保人数 (人日/年): 一般型 1,991人、幼稚園型 9,880人)	保護者の就労、病気、災害、育児等に伴う精神的・肉体的負担の疲労解消など家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育園、認定こども園、幼稚園で預かり保育することで、保護者の子育て支援を行った。 実施園数: 一般型 8園、幼稚園型 5園 利用者延べ人数: 一般型 713人、幼稚園型 10,468人	A	A	A
		167	病後児保育事業	事業実施と情報提供	こども課	病気の回復期に児童 (生後2か月～6年生) で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立を支援し子育てしやすい環境をつくる。 (目標供給量確保人数 (人日/年): 960人)	病気の回復期に児童 (生後2か月～6年生) で、集団保育が困難でかつ親の勤務等の都合により家庭での保育が困難児童を預かり保育することで、子育てと仕事の両立支援を行った。 実績: 延べ利用者数 15人	A	A	A
60	子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備	168	ファミリーサポートセンター委託事業	事業実施と情報提供	こども課	急な冠婚葬祭や仕事などで子どもを見ることのできない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互に有償ボランティアで子どもの預かり支援活動を行う。 (目標: 延べ活動回数: 515回)	急な冠婚葬祭や仕事などで子どもを見ることのできない保護者が、地域で安心して子どもを預けられるよう地域住民が会員登録し会員相互に有償ボランティアで子どもの預かり支援活動を行った。 実績: お助け会員16人 お願い会員132人 延べ活動回数8323回	A	B	B+
		169	放課後児童クラブ運営事業	事業実施と情報提供	こども課	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブにより発達段階に応じた遊びや生活の場を提供し、児童及び保護者の安心安全と健全な育成を行う。 (目標供給量確保人数 (人日): 287人)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、発達段階に応じた遊びや生活の場を提供し、保護者の安心と児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを実施した。 実績: 市内6か所 登録者数 271人	A	A	A
		170	乳児家庭全戸訪問事業	事業実施と情報提供	こども課	母子保健推進員が、生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭へ、育児に関する不安・悩みの相談や相談、子育て支援に関する情報提供、育児環境の把握を行うため戸別訪問事業を実施する。	・訪問件数 25件	A	A	A
		171	地域子育て支援センター事業	事業実施と情報提供	こども課	子育て中の親同士との交流、子育てや育児不安に係る相談、地域の子育て関連情報の提供等幅広い子育て支援事業を展開している。 (目標供給量確保回数 (延べ利用回数/月): 284回)	子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルへの支援を実施した。 実績: 延べ利用者数 支援センター市内1か所 989人 (ドリームカー巡回市内3か所含む)	A	B	B+
		172	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	事業実施と情報提供	介護保険課	地域の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、多職種協働や地域の関係機関との連携づくり、個々の介護支援専門員 (ケアマネジャー) に対する後方支援及び情報提供を行った。	①ケアマネジャー会 (葉の花会) 参加: R3=2回 (令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため3回中止) ※2月に1回を目的に開催され、地域包括支援センターからは主任介護支援専門員が参加。 ②在宅介護支援センター連絡会議: R3=11回 (令和3年9月は新型コロナウイルスのため中止) ※毎月1回を目的に開催し、地域包括支援センターからはセンター長、主任保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員が参加。	A	A	A
173	高齢者実態把握事業	事業実施と情報提供	介護保険課	65歳以上の高齢者宅に直接訪問し、緊急時の対応や相談支援を行うための基本情報を聞き取ること、また高齢者虐待の早期把握につながることを目的に、在宅介護支援センター (市内4事業所) に総合相談窓口委託業務を委託し、実態把握業務として事業を実施している。 【実態把握】 【実態把握】 えびの市在住で65歳以上の対象者名簿を基に、介護サービスを利用していない方を訪問し、一方の場合に備え身体状況、既往歴、緊急時連絡先、自立度などの聞き取りなどを行っている。	【実態把握件数】 R3=2,420件 訪問実績としては、自立度の高い高齢者においても、数年おきに訪問しており市内の殆どの高齢者宅の訪問実績はあるものと思われる。その中で介護サービス利用の希望や相談等があった場合は、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら対応している。	A	A	A		

61	地域の人々や様々な主体の連携・協働による切れ目の無い支援体制の充実	174	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 男女共同参画だより「とらいいんぐる」発行する。 2. 市広報紙による啓発：年6回（偶数月）掲載する。 3. 男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間中に啓発活動を実施する。 4. 男女共同参画に関する情報を地域コミュニティセンターを通じて周知啓発を行う。	1. 男女共同参画だより「とらいいんぐる」発行（全戸配布及びホームページ掲載） 2. 市広報紙による啓発：年6回（偶数月）掲載した。 3. 男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間中に啓発活動を実施した。 4. 男女共同参画に関する情報を地域コミュニティセンターを通じて周知啓発を行った。	A	A	A
		175	地域運営協議会支援事業	学習機会の提供・情報提供	市民協働課	社会福祉協議会や基盤・防災対策課などの関係団体とまちづくり協議会が連携し、子ども食堂、地域支え合い事業、自主防災組織設立に向けての取組を行う。	コロナ禍において感染拡大防止に努めながら、地域の住民が孤立しないよう地域福祉の担い手となる地域住民、地域コミュニティ等関係による様々な支え合い活動が、一人ひとりの多様な状況に寄り添った対応により行われた。	A	A	A
		176	地域福祉活動事業	学習機会の提供・情報提供	福祉課	毎年、地域福祉推進会議を中学校区ごとに2回開催する。 会議の内容は、地域での高齢者等の困りごとの共通理解や防災地域講座や地域における生活支援などについて、男女共同参画の視点を取り入れ協議する。（目標：地域福祉推進会議の開催 2回） R3地域福祉推進員143人	地域福祉推進会議を実施（中学校区ごとに2回） 対象者：自治会、民生委員、児童委員、地域福祉推進員 内容：第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ※各自治会単位で開催を出していたりなど、男女問わず、地域住民の支え合いによる地域福祉の推進に配慮した。	A	A	A
		177	生活困窮者自立支援事業	相談対応の充実・情報提供	福祉課	・生活に困窮している人に対し、専門の支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 ・相談者一人ひとりの生活状況や能力等を把握し、極め細やかな対応心を掛ける。	生活困窮者やその家族等からの相談に応じ、男女共同参画の視点を持ちながらアセスメントを実施して、個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供に繋げた。 関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行った。	A	B	B+

【重点目標7】 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

【施策の方向1】 地域コミュニティの「共助」の力を高める男女共同参画の視点に立った基盤づくりへの支援

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	評価
62	地域コミュニティで男女共同参画を進めるための、学習機会の提供、相談支援	178	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 地域コミュニティにおいて、男女共同参画の必要性、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成を図るために、市民対象のセミナーを開催し、情報提供を行う。（目標：情報提供 年2回） 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行った。	D	D	D
		179	地域づくり推進事業	学習機会の提供・研修会の実施・情報提供	市民協働課	地域活性化活動奨励事業 （目標値 70事業/年）	自治会館を拠点とする地域活動の活性化・定着化を図るために、市民がいつでも、どこでも、だれでも気軽に学べる学習活動や体験活動に対して支援を行った。 地域活性化活動奨励事業：そば打ち、寄せ植え教室、手芸教室などの体験活動を実施 38自治会が（61事業を実施）し、991人の参加者 今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止とする自治会もあつた。	A	A	A
		180	地域運営協議会支援事業	学習機会の提供・研修会の実施・情報提供	市民協働課	各まちづくり協議会において、コミュニティ担当職員を含めた定期役員会を実施し、コミュニティ活動に関して適宜相談支援を行う。	各まちづくり協議会において、定期役員会を実施している。加久藤地区と真幸地区の役員会にはコミュニティ担当職員が参加し、様々な活動に関して助言等を行った。 真幸まちづくり協議会 定例役員会 5回 上江まちづくり協議会 定例役員会 3回 加久藤まちづくり協議会 定例役員会 4回 真幸まちづくり協議会 定例役員会 5回	A	A	A
63	地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動への支援	181	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 地域コミュニティにおいて、男女共同参画の必要性、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成を図るために、市民対象のセミナーを開催し、情報提供を行う。（目標：情報提供 年2回） 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行った。	D	D	D
		182	地域づくり推進事業	学習機会の提供・研修会の実施・情報提供	市民協働課	各自治会が主体となり、地域の子どもから大人までが一緒に参加して、次世代へ引き継ぐような交流活動等に対して支援する。 世代間交流体験活動事業 （目標値 60自治会/年 100事業/年）	各自治会が主体となり、地域の子どもから大人までが一緒に参加して伝承に関することやボランティア活動などの社会奉仕体験活動など、次世代へ引き継ぐような交流活動等に対して支援を行った。 世代間交流体験活動事業：十五夜、竹はしりかし、美化活動、郷土芸能の練習、田植えや稲刈りなど世代間交流を実施。 57自治会、116事業を実施し、大人3,527人、子ども700人、計4,227人の参加者	A	A	A
		183	地域運営協議会支援事業	学習機会の提供・研修会の実施・情報提供	市民協働課	市内4地区のまちづくり協議会において、地域づくり研修会を実施する。	男女として区別せず、すべての人が参加しやすい事業の推進に配慮しました。テーマ：「親子のつらい」に地域で寄り添う～これからの地域連携の課題と実践～ 参加者：自治会役員、市民活動団体に属している方、一般の方（市内外問わず）	A	C	B

【施策の方向2】 多様な人々による男女共同参画の視点に立った住民参加を進める取組の推進

施策番号	男女共同参画施策	事業番号	事業名	担当課	事業内容	事業実績・課題	担当課		推進会議	
							①配慮度(%)	②達成度(%)	評価	評価
64	地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及	184	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 地域コミュニティにおいて、男女共同参画の必要性、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成を図るために、市民対象のセミナーを開催し、情報提供を行う。（目標：情報提供 年2回） 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行った。	D	D	D
		185	地域づくり推進事業	学習機会の提供・研修会の実施・情報提供	市民協働課	地域コミュニティにおける地域づくりのための地域リーダーの育成や幅広い視野でまちづくりのノウハウを学ぶことを目的に講演会を開催する。 まちづくり講演会（目標値 200人/年）	地域コミュニティにおける地域づくりのための地域リーダーの育成や幅広い視野でまちづくりのノウハウを学ぶことを目的に講演会を開催した。 期日：8月7日（土） 対象者：市民（参加者139名（男性107名・女性32名）） 内容：「親子のつらい」に地域で寄り添う 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を行った。	A	B	B+
		186	地域運営協議会支援事業	学習機会の提供・研修会の実施・情報提供	市民協働課	まちづくり協議会においては、各協議会にて、寺子屋ランチ、グランドゴルフ大会、清掃活動などの多様な活動を行っており、活動を通して地域住民間の交流を推進する。	コロナ禍の影響により、事業の中止、縮小等により交流の機会は減少したが、感染拡大防止に配慮し、多様な地域活動を通して、年齢・性別を問わず交流を深め、一人ひとりが地域コミュニティの一員であることの意識の醸成等につながった。	A	A	A
65	男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを担う地域生活に身近で実践的な人材の育成	187	男女共同参画推進事業	学習機会の提供・情報提供	総務課	1. 地域コミュニティにおいて、男女共同参画の必要性、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成を図るために、市民対象のセミナーを開催し、情報提供を行う。（目標：情報提供 年2回） 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行う。	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナー中止により、情報提供はできなかった。 2. 県等の男女共同参画に関する情報提供を行った。	D	D	D
		188	協働のまちづくり推進事業	市民団体との連携	市民協働課	①協働のまちづくり市民会議委員/目標値 女性の登用率 30.0% ②市民活動支援センターの活用団体数/目標値 20団体 ③市民提案型協働事業/目標値 5団体 ④ボランティア団体登録数/目標値 団体80団体・個人270人	①協働のまちづくり市民会議では8人中3人の女性委員を登用しており、一方の性別に限らないよう努めている。 ②市民活動支援センター活用団体数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、活動団体は8団体となった。 ③市民提案型協働事業実績 2団体（エビノフットパス協会/明日を見る会） ④ボランティアセンター運営に対し、補助金を交付し、公益的な活動を支援した。 ボランティア登録数 団体 69団体・個人175人（男性2割・女性8割）	B	B	B

審議会等の委員への女性の参画状況

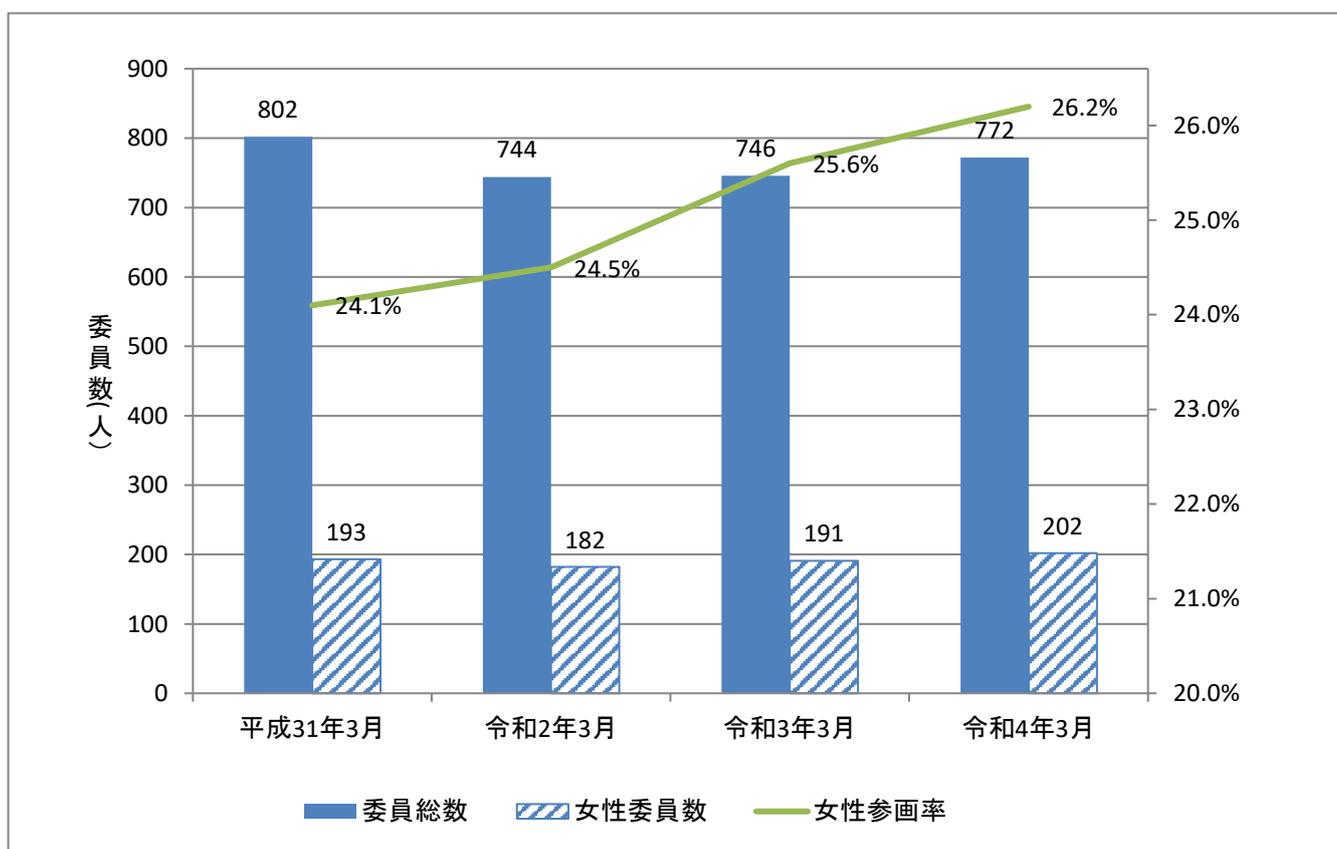
えびの市では、審議会等の委員への女性参画要領第3条において、審議会等における女性委員の構成比率の目標値を「令和5年度までに30%を達成すること」と定めています。

	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
委員総数	802	744	746	772
女性委員数	193	182	191	202
女性参画率	24.1%	24.5%	25.6%	26.2%

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、算定より除外しています。

- ・ 委員が市職員のみで構成されるもので、内容が連絡調整的なもの
- ・ 委員が市職員及び市職員以外の者から構成され、内容が業務連絡的なもの

えびの市における審議会等への女性委員参画状況の推移
(上記の表をグラフ化したものです。)



各審議会女性委員参画状況一覧表 (令和4年3月31日現在)							
No.	課・事務局名	審議会・委員会名	設置根拠	任期年数	R3年度末現在数		
					委員総数	女性委員数	女性参画率
1	監査委員事務局	えびの市監査委員	地方自治法第180条の5、同法第195条	4年間	2人	1人	50.0%
2	農業委員会事務局	えびの市農業委員会	地方自治法第180条の5	3年間	27人	12人	44.4%
3	選挙管理委員会事務局	えびの市選挙管理委員会	地方自治法第180条の5、同法第181条	4年間	4人	1人	25.0%
4	総務課	えびの市固定資産評価審査委員会	地方自治法第180条の5、地方税法第423条	3年間	3人	0人	0.0%
5		えびの市情報公開・個人情報保護審査会	えびの市情報公開・個人情報保護審査会条例	2年間	4人	2人	50.0%
6		えびの市行政改革推進委員会	行政改革推進委員会設置要綱	2年間	6人	2人	33.3%
7		えびの市男女共同参画推進審議会	えびの市男女共同参画推進条例	2年間	10人	5人	50.0%
8		えびの市公務災害補償等認定委員会	えびの市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3年間	5人	2人	40.0%
9		えびの市人権教育・啓発推進懇話会	えびの市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱	—	13人	4人	30.8%
10		えびの市長等政治倫理審査会	えびの市長等政治倫理条例	2年間	5人	1人	20.0%
11	企画課	えびの市公平委員会	地方自治法第180条の5、えびの市公平委員会設置条例	4年間	3人	1人	33.3%
12		えびの市まち・ひと・しごと創生推進会議	えびの市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱	2年間	15人	2人	13.3%
13		えびの市表彰審議会	えびの市表彰条例	2年間	12人	1人	8.3%
14		えびの市地域公共交通確保維持協議会	地方公共交通の活性化及び再生に関する法律	2年間	19人	0人	0.0%
15		えびの市行政評価外部評価委員会	市民の満足度の向上につなげるため「事務事業の外部評価」を実施	1年間	6人	3人	50.0%
16		えびの市政策検証委員会	えびの市政策検証委員会設置要綱	1年間	6人	2人	33.3%
17	基地・防災対策課	えびの市安全なまちづくり推進協議会	えびの市安全なまちづくり条例	2年間	15人	2人	13.3%
18		えびの市水防協議会	水防法第34条 えびの市水防協議会条例	2年間	31人	1人	3.2%
19		えびの市防災会議	災害対策基本法第16条、 えびの市防災会議条例	2年間	31人	3人	9.7%
20		えびの市交通対策協議会	えびの市交通対策協議会規約	—	19人	1人	5.3%
21	市民協働課	えびの市自治推進委員会	えびの市自治基本条例	2年間	6人	2人	33.3%
22		えびの市協働のまちづくり市民会議	えびの市協働のまちづくり市民会議設置要綱	2年間	8人	3人	37.5%
23	財政課	えびの市公共工事入札・契約監視委員会	えびの市公共工事入札・契約監視委員会設置要綱	2年間	5人	2人	40.0%
24	健康保険課	えびの市国民健康保険事業の運営に関する協議会	えびの市国民健康保険条例	3年間	9人	4人	44.4%
25		えびの市健康づくり推進協議会	えびの市健康づくり推進協議会規則	2年間	13人	6人	46.2%
26		えびの市自殺対策協議会	えびの市自殺対策推進協議会規則	2年間	16人	6人	37.5%
27		えびの市食生活改善推進員	えびの市食生活改善推進員設置要綱	2年間	9人	9人	100.0%
28	介護保険課	えびの市介護保険運営協議会	えびの市介護保険条例	3年間	8人	1人	12.5%
29		えびの市地域密着型サービス運営委員会	えびの市地域密着型サービス運営委員会設置要綱	3年間	8人	1人	12.5%
30		えびの市地域包括支援センター運営協議会	えびの市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	3年間	13人	3人	23.1%
31		えびの市生活支援・介護予防サービス推進協議会	えびの市生活支援・介護予防サービス推進協議会設置要綱	2年間	12人	6人	50.0%
32		えびの市高齢者虐待防止連絡協議会	えびの市高齢者虐待防止連絡協議会設置要綱	2年間	15人	3人	20.0%

33	財産管理課	えびの市空家等対策審議会	えびの市空家等対策審議会条例	2年間	15人	0人	0.0%
34	福祉課	えびの市高齢者保健福祉審議会	えびの市高齢者保健福祉審議会条例	2年間	14人	5人	35.7%
35		えびの市養護老人ホーム入所判定委員会	えびの市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	2年間	6人	1人	16.7%
36		えびの市民生委員推薦委員会	民生委員法第8条	3年間	7人	1人	14.3%
37		えびの市障害者地域支援協議会	えびの市障害者地域支援協議会設置要綱	2年間	11人	5人	45.5%
38		えびの市障害者施策推進協議会	えびの市障害者施策推進協議会条例	2年間	19人	5人	26.3%
39	こども課	えびの市子どもの未来応援協議会	えびの市子どもの未来応援協議会設置要綱	2年間	16人	6人	37.5%
40		えびの市要保護児童対策地域協議会	えびの市要保護児童対策地域協議会設置要綱	2年間	18人	5人	27.8%
41		えびの市子ども・子育て会議	えびの市子ども・子育て会議条例	2年間	13人	6人	46.2%
42	市民環境課	えびの市環境審議会	えびの市環境基本条例	2年間	11人	2人	18.2%
43	観光商工課	えびの市観光審議会	えびの市観光審議会条例	2年間	13人	2人	15.4%
44	企業立地課	えびの市企業立地促進審議会	えびの市企業立地促進条例	2年間	7人	0人	0.0%
45	農林整備課	えびの市林業振興審議会	えびの市林業振興審議会設置条例	2年間	9人	1人	11.1%
46		えびの市みどり推進会議	えびの市みどり推進会議要領	3年間	11人	1人	9.1%
47		えびの市畑地かんがい事業推進協議会	えびの市畑地かんがい事業推進協議会規約	2年間	21人	1人	4.8%
48	畜産農政課	えびの市担い手育成総合支援協議会	えびの市担い手育成総合支援協議会規約	2年間	13人	0人	0.0%
49		えびの市農業再生協議会	えびの市水田農業推進協議会規約	3年間	11人	1人	9.1%
50		えびの市交流物産館運営協議会	えびの市交流物産館の設置及び管理に関する条例施行規則	2年間	8人	1人	12.5%
51		えびの市人・農地プラン作成検討委員会	えびの市人・農地プラン作成検討委員会設置要綱	2年間	12人	5人	41.7%
52	学校教育課	えびの市教育委員会	地方自治法第180条の5	4年間	4人	2人	50.0%
53		えびの市教育支援委員会	えびの市就学指導委員会設置規則	1年間	26人	12人	46.2%
54		えびの市奨学生選考委員会	えびの市奨学金貸与条例	2年間	6人	2人	33.3%
55		えびの市学校運営協議会	えびの市学校運営協議会規則	1年間	69人	17人	24.6%
56		えびの市立中学校部活動検討委員会	えびの市立中学校部活動検討委員会設置要綱	1年間	8人	2人	25.0%
57	社会教育課	えびの市社会教育委員会	えびの市社会教育委員条例	2年間	10人	4人	40.0%
58		えびの市スポーツ推進委員協議会	えびの市スポーツ推進委員に関する規則	2年間	8人	4人	50.0%
59		えびの市スポーツ推進審議会	えびの市スポーツ推進審議会条例	2年間	9人	4人	44.4%
60		えびの市文化財保存調査委員会	えびの市文化財保護条例	2年間	7人	2人	28.6%
61		えびの市図書館協議会	えびの市立図書館の設置及び管理に関する条例	2年間	7人	4人	57.1%
62		えびの市子ども読書活動推進委員会	えびの市子ども読書活動推進委員会設置要綱	2年間	10人	5人	50.0%
63		えびの市青少年問題協議会	えびの市青少年問題協議会設置条例	2年間	15人	4人	26.7%
				計	772人	202人	26.2%

えびの市男女共同参画基本計画事業実施状況報告書

【令和3年度事業】

発行:えびの市 令和5年3月

編集:えびの市総務課人権啓発室

〒889-4292

宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

電話:0984-35-3711(課直通)

F A X:0984-35-0401

E-mail : somu@city.ebino.lg.jp